

経済と経営 54-1 (2024.3)

〈論 文〉

高齢者の就業と家計貯蓄¹

松本 源太郎

はじめに

「失われた 20 年」とも、「 $\cdot\cdot\cdot$ 30 年」とも言われるわが国経済の長い停滞期にあって、所得の二極化やワーキングプアなどの貧困問題が明らかになった。硬直的な経済組織、低い生産性が指摘され、多額の民間預貯金が（企業の生産性向上に寄与する）投資に連結せずに増加する一方であることが指摘されている。

高度経済成長期においては、高い貯蓄率による家計部門の資金供給が企業部門の旺盛な設備投資を支えた。そのルートが間接金融方式であり、護送船団方式と呼ばれた金融システムであった。それら戦後の経済発展を支えたわが国特有のシステムは、経済が発展したが故に当然のグローバル化の波にさらされ、大きな変革を余儀なくされてきた。かつては 13 行を算えた「都市銀行」も、第二地銀による北海道拓殖銀行の吸収や財閥系等の旧来の枠組みを超えた合従連衡を繰り返しグローバル競争に対応しようとしている。

その一方で、最大の資金供給者である「家計」の貯蓄行動、金融資産形成はどのように変化したであろうか。バブル経済末期に、わが国の家計金融資産残高は 1,000 兆円を超え、2021 年には、はじめて 2,000 兆円を超えた。日本経済新聞（2022 年 3 月 17 日）「家計の金融資産、21 年末に初の 2000 兆円超 現預金滞留」では、日銀発表の「2021 年 10～12 月期の資金循環統計（速報）」によると、21 年 12 月末時点で家計の金融資産は前年同期比 4.5% 増の 2023 兆円と、初めて 2000 兆円を突破した」とある。

バブルの崩壊、2008 年のリーマンショックによる不況を経ても、家計の金融資産残高（貯蓄）は増加し続けた。家計の金融資産残高は、1980 年に約 372 兆円、1990 年に 1,017 兆円、2000 年に 1,394 兆円 $\cdot\cdot\cdot$ と増加の一途をたどっている。直近の約 30 年間で、家計金融資産が倍に増えたのに比して、名目 GDP は、1990 年の 462 兆 8373 億円が、2020 年に 539 兆 0824 億円であるから、年平均成長率がわずか 0.4% にすぎない。期待された生産性や一人当たり GDP の上昇はみられず文字通り「横ばい」（後述するが「低迷」あるいは「衰退」）で、平均雇用所得はむしろ低下し、「失われた 30 年」と呼ぶのがふさわしい経済状況だろう。

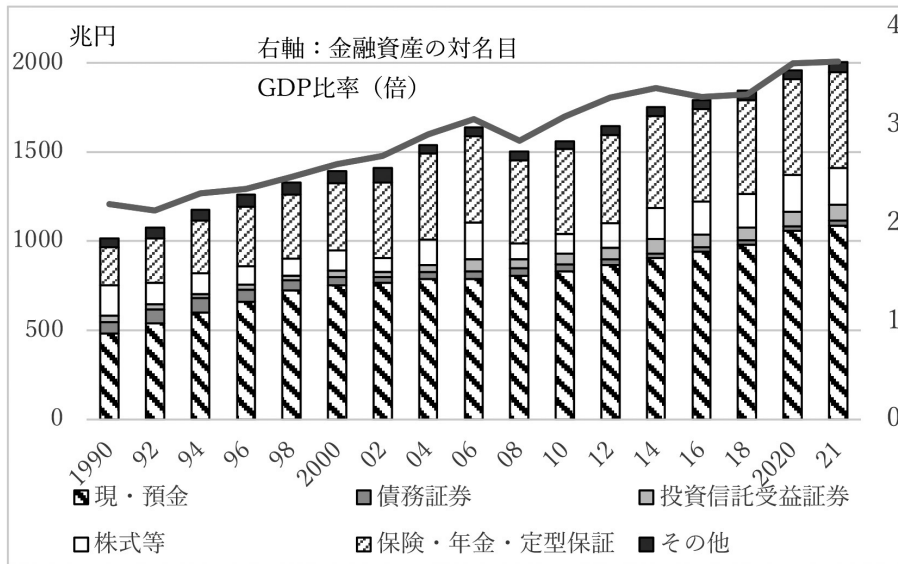
このように、家計の金融資産の推移は GDP と好対照であり、さらに、金融資産の内容（構成）にも大きな特徴がある。本稿では、少子高齢化という大きな歴史的流れの中で、家計金融資産に焦点を当てたデータ整理を通じ、わが国が抱える所得だけではない資産の二極化問題、高齢者の就業のあり方等について考察することとしたい。

1. 「失われた 30 年」と家計金融資産

1-1. 家計金融資産と GDP

高度経済成長期においては、わが国の家計の高い貯蓄率に支えられた間接金融方式による設備投資資金の供給が特徴で、財政投融资制度を含む、安定した金融システムが投資主導の経済成長に必要であった。1970 年代のオイルショックや為替の自由変動相場制への移行など、わが国経済はグローバル化の波の中で金融の自由化に直面することになった。当然、企業金融は直接金融方式への移行が進み、家計の金融資産形成におけるポートフォリオの変化が期待された。マクロ経済の観点からは、豊富な資金供給が企業の投資につながり、経済成長に寄与することが望ましい。資金の出し手である家計の観点からは、金融資産の果実であるキャピタルゲインおよびインカムゲインをできるだけ多く受け取ることでできるポートフォリオの形成が望ましい²。実際の経緯はどうであったか。

図 1 家計金融資産構成の推移と名目 GDP

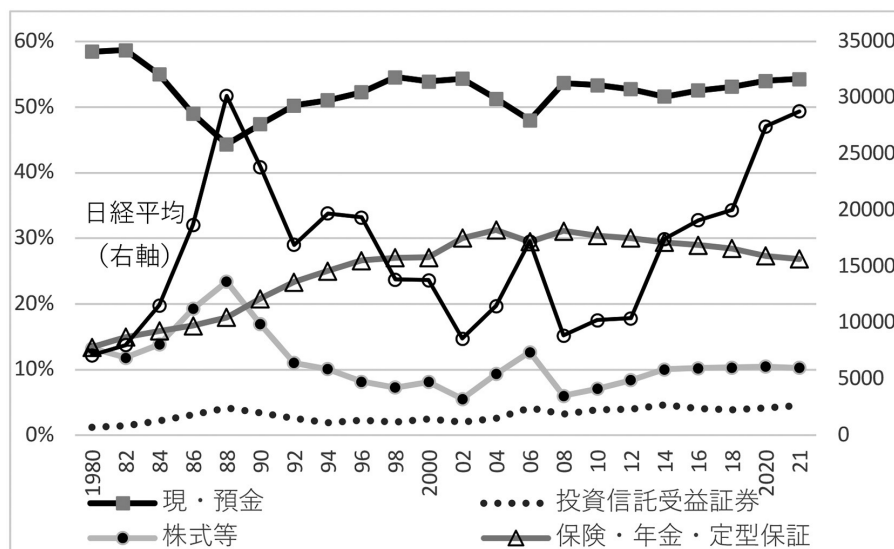


出所) 日銀「資金循環統計」等より作成。

このような問題意識から、まず、家計金融資産の推移、その構成、そして GDP との関連について概観する。1980 年の家計金融資産は 372 兆 25 億円、名目 GDP は 255 兆 7355 億円であり、家計金融資産の対 GDP 比率は 1.45 倍であった。その比率は、1986 年に 2 倍を超え、大納会で日経平均株価が最高値をつけた 1989 年には 2.28 倍となった。株価の上昇により膨らんだ金融資産が大きく寄与した結果でもあった。1989 年の大納会において、株価は戦後の最高値（日経平均）3 万 8957 円をつけた。その後、バブル景気にわいた株価は徐々に低下し、1990 年末には約 20,000 円まで、2009 年には一時 7,000 円台まで下落した。

金融資産に占める株式、投資信託等の比率はとくに株価の変動に連動する。1990 年から株価は低落し、家計金融資産に占める株式の比率も 1989 年の 20.69% から 1990 年に 16.93%、1991 年に

図表 2 家計の金融資産構成比率 (%) と日経平均の推移 (円: 右軸)



出所) 日銀「資金循環統計」、「日経平均プロフィール」より作成。

は 12.25%、1993 年には 10% 台、1996 年から 2004 年の間は 10% 未満と極めて低い水準を推移した。その一方で、家計金融資産の対 GDP 比率は、リーマンショックによる不況期を除いてほぼ様に上昇している。家計金融資産は、現・預金、債務証券、投資信託受益証券、株式等、保険・年金・定型保証、その他の 6 種類に分類される。中でも、各種証券・株式以外の、現預金、保険などの金融資産は着実に増加し、家計金融資産の対 GDP 比率を上昇させた。図表 1 および 2 にそれらの構成比率の推移を示した (日銀「資金循環統計」等より作成)。

1980 年代のバブル期には、1989 年の日経平均株価が最高値に向かい、投資信託とともに株式等の保有比率が上昇した。しかし、バブル崩壊で株価は下落し、とくに不動産関連の不良債権が膨らみ 1997 年に北海道拓殖銀行が実質経営破綻し翌年の経営譲渡、「四大証券会社」の山一証券が自主廃業、日本長期信用銀行の倒産などが続いた。投資信託や株式の家計金融資産に占める比率は、それぞれ 1.98%、7.25% とそれ以前の半分以下に落ち込んだ。投資信託および株式等の構成比率は 2000 年代で上昇したが、2008 年のリーマンショックで再び下落した。リーマンショック以前には、株価の変動と株式等の保有比率が相関しているように見えるが、ショック以降では、株価の回復にもかかわらず株式等の構成比率は低水準のままである。図表 2 からわかるように、投資信託や株式等の構成比率の推移とは対照的に、現・預金はバブル期を除いて概ね全金融資産の半分以上を占め、保険・年金・定型保障の構成比率は高い水準を維持している。

1-2. 金融ビッグバンと家計の貯蓄

わが国の GNP が当時の西ドイツを抜いてアメリカに次ぐ世界第 2 位の経済大国となったのは、1968 年であった。日本は、造船、鉄鋼、繊維・被服、そして自動車など製造業の強みを発揮し、経済大国へと登りつめていった。アメリカ経済はベトナム戦争の後遺症もあり、1970 年代には製

造業を中心に甚だしい経済の停滞を経験する。アメリカ以前に資本主義の覇者であったイギリスにおいても、製造業の国際競争力の弱体化と製造業部門から排出される失業者の増加に悩み、脱工業化への模索が続いていた。

図表 3 日本一人当たり GDP：対アメリカ、イギリス比率（US ドルで評価）

	アメリカ	イギリス	日本の順位
1970 年	0.63	0.91	19 位
80	0.70	1.02	17 位
90	0.82	1.15	8 位
95	0.83	1.16	6 位
2000	0.75	1.03	15 位
05	0.74	0.93	18 位
10	0.73	0.97	18 位
15	0.72	0.95	17 位
2020	0.66	0.91	23 位

注) 購買力平価換算 US ドルで評価。日本の順位は OECD 諸国中。

出所) OECD National Accounts Statistics より作成。

それら両国が選択したのが、金融部門を中心としたサービス産業の活性化であった、と言える。アメリカでは、1970 年代後半から 1980 年代において、金利の自由化・業務規制の自由化・地理的規制の自由化（州際業務の撤廃）を柱とする金融自由化が進められた（松尾（1989））。イギリスにおいても、1979 年に発足したサッチャー政権により、金融ビッグバンと通称される金融制度の規制緩和・自由化が断行された（寺地（2002））。イギリスでは、伝統的な金融取引方法の規制撤廃・自由化が、ウィンブルドン現象と揶揄されながらも経済全体に活況をもたらした。

これらの改革は、ケインズ主義的な経済政策から極めて自由主義的な政策への転換、という大きな歴史的変革の流れの中で行われたものである。わが国においても、レーガノミックスやサッチャリズムと同調する民営化、規制緩和と親和的な金融システムの改革路線であった。この路線の評価は差し控えるが、製造業を中心に経済成長を遂げたわが国経済において、経済全体における金融・保険部門の地位（例えば対 GDP 比率）、生産性はアメリカやイギリスに較べて著しく低いもので、グローバル化する経済環境の中で国際競争力が著しく劣るとされ、金融部門の制度改革・自由化は避けられない方向であった。

1996 年の橋本内閣によりはじめられた「金融ビッグバン」は、金融・証券市場を自由化（フリー）、透明化（フェア）、国際化（グローバル）することにより金融制度を大改革するというもので、小泉内閣に引き継がれ、「貯蓄から投資へ」をスローガンに掲げた。預金利子の自由化や銀行・証券

の垣根の撤廃などが行われたが、特筆すべきは保険商品の拡大であり、先の図表2からも明らかのように、家計の金融資産構成で保険・年金等が増加した。ただし、国民の現・預金嗜好は堅調で、政府が目論んだ「貯蓄から投資へ」は、かけ声倒れに終始していると言わざるを得ない。図表3を見よう。世界第2位の経済大国であった1970年時点、わが国の一人当たりGDPは、イギリスおよびアメリカのそれぞれ0.91倍、0.63倍で、OECD諸国中で第19位であった（購買力平価換算USDで評価）。当時、わが国の一人当たりGDPはアメリカの3分の2程度で、イギリスの後塵を拝していたが、1980年代にはイギリスを抜き、90年代にかけてアメリカに追いつく勢いであった。21世紀に入り、アメリカおよびイギリスのGDPが伸び、逆にわが国経済の停滞が長引き、一人当たりGDPでみた経済力は、50年前に後戻りの感がある（家計の金融資産構成についても同様）。

一人当たりGDPの成長率や国際比較は、生産性だけでなく為替相場にも大きく依存する。ただし、わが国の自国通貨（円）で計った経済力で見ても、失われた20年、あるいは30年の停滞ぶりは明らかである。旺盛な家計の貯蓄が「投資へ」向かわなかったことは事実で、供給サイドのIT投資の立ち後れ、デジタル化の取り組み不足も指摘され続けてきた。「金融ビッグバン」の政策評価を曖昧なままに、膨大な財政赤字・国債残高を尻目に、「資産所得倍增計画」が掲げられて投資信託、株式等への投資が推奨されている昨今である。

2. 家計貯蓄の特徴

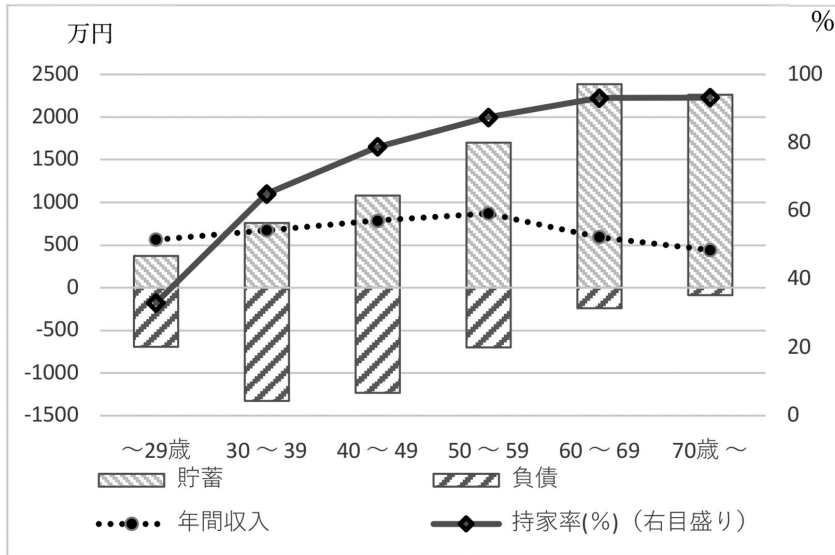
2-1. 世代別の貯蓄分布

日銀「資金循環統計」等により、家計の金融資産構成の推移は上に見たとおりである。わが国の高度経済成長を論じる場合、家計の高い貯蓄率、旺盛な貯蓄意欲の貢献は定説でもあった。その後、経済の停滞とゼロ利子率、構造的な少子高齢化により、貯蓄率は低下し金融資産の取り崩しが始まるのではないかと、経済成長に欠かせない資金供給の先細りか、という見通しが流布することもあったが外れた。人口減少時代で貯蓄を取り崩すだろうと予想された高齢者世帯が増加しているにもかかわらず、個人貯蓄は純増で家計の金融資産残高は最高額を更新している。家計貯蓄のみならず、企業の内部留保の増加を含めて資金が滞留し企業の投資に向かわない、という状況に至っている。しかし、この問題は本稿の主課題とはしない。

さて、高齢化社会で停滞する経済環境の下、所得の二極化が明らかとなっている一方で、増加する金融資産残高をどのように理解すべきであろうか。

まず、わが国の二人以上の世帯の貯蓄データを、世帯主の年齢階級別に整理する。所得分布の二極化についてはよく知られたことである。貯蓄の純増は、家計可処分所得と消費支出との差額＝「家計の黒字」でもたらされるから、住宅ローンや子育て支出に追われる世代と高齢者世代との間では、退職金の受給もあり、当然に家計のバランスおよび貯蓄額に差があるだろう。

図表 4 世帯主年齢階級別貯蓄、負債、年間収入（万円）、持ち家率（%：右軸）：2019 年



出所)「高齢社会白書」(2022年)より作成。

二人以上の世帯の年齢階級別に貯蓄、負債、年間収入（いずれも単位は万円）、持ち家比率（%）を図表4に示した。出所は「高齢社会白書」(2022年)である。年間収入は世帯主年齢が50歳代でピークを迎えるが、貯蓄残高は60～69歳で2,142万円、70歳～で2,173万円と高額になる。後でも言及するが、家計負債額は高齢になるほど僅少となる。

図表4に示すように、わが国の貯蓄残高（金融資産）は60歳以上の世代に偏在しているが、世代別の分布状況を時系列で見たのが図表5である。これから明らかのように、バブル経済期には、50歳未満の世代が金融資産の4割以上を保有しており、70歳以上の高齢者の保有割合は1割にも

図表 5 世代別金融資産分布状況

	50歳未満	50～59歳	60～69歳	70歳以上
1989年	40.20%	27.80%	22.90%	9.00%
2004	22.00%	25.50%	31.50%	20.90%
2014	18.70%	18.70%	29.60%	32.90%
2019	18.30%	18.20%	26.50%	37.00%

出所)「高齢社会白書」(2022年版)より作成。

満たなかった。バブル崩壊を経て失われた30年の間で、世代別の金融資産分布は大きく変化した。50歳未満の保有比率は急落した一方、60歳以上世代の保有比率は1989年に(22.9% + 9.0% =) 31.9%であったが、2019年には(26.5% + 37.0% =) 63.5%と2倍に増加した。とくに注目したいのは、世帯主70歳以上世帯の金融資産保有比率の上昇である。1989年の9%から、30年後には37%へと急増しているのである。この間、GDP成長率はほとんど横ばい、その一方で、家計金融資産全体が増加し続けたことは既に述べた。

2-2. 家計の収入

繰り返すが、家計の貯蓄残高の変化は、家計収支バランスの結果である。すなわち、可処分所得と消費支出との差額が貯蓄純増となり、各種の金融資産が選択されて金融資産の増加、となる。

日本経済新聞 2022 年 12 月 4 日記事「手取り収入、日本は伸び悩み」によれば、日本の家計の総収入および可処分所得が 2000 年に比して横ばいで、欧米先進国の伸びに比して大きく見劣りする、という。「総務省によると、2021 年の 2 人以上の勤労者世帯の実収入（労働以外からの稼ぎを含む）は月 60 万円で、この 2 割に相当する所得税などの税金や社会保険料（計約 11 万円）を差し引いた約 49 万円が手取りとなる。日本の家計の可処分所得は全体として伸び悩んでいる。欧州委員会によると、00 年と比べて 21 年は横ばいとどまる。米国（約 2.6 倍）や欧州（約 1.6 倍）と比べて大きく見劣りする。収入が伸び悩んでいることと、社会保障負担が膨らんでいることの両面の理由がある」というわけである。

総務省「家計調査」の時系列データで確認する。二人以上世帯のうち勤労者世帯について、2000 年 1 ヶ月平均の実収入は 562,754 円、可処分所得は 474,411 円であるから、税・社会保険料負担を主とする非消費支出が 88,343 円である。2021 年には、それぞれ 605,316 円、492,681 円、公的負担が 112,799 円である³。上に述べたように、2000～21 年で、可処分所得は 1.04 倍の増加でしかなく、一方、公的負担は 1.28 倍の増加と対照的である。

図表 6 1 世帯当たり 1 か月間の収入（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）：円

	2000 年	2005 年	2009 年	2011 年	2015 年	2020 年	2021 年
実収入	562,754	524,585	518,226	510,149	525,669	609,535	605,316
勤め先収入	460,289	425,706	419,269	409,709	412,884	431,902	444,517
可処分所得	474,411	441,156	427,912	420,538	427,270	498,639	492,681

出所) 総務省「家計調査」より作成。

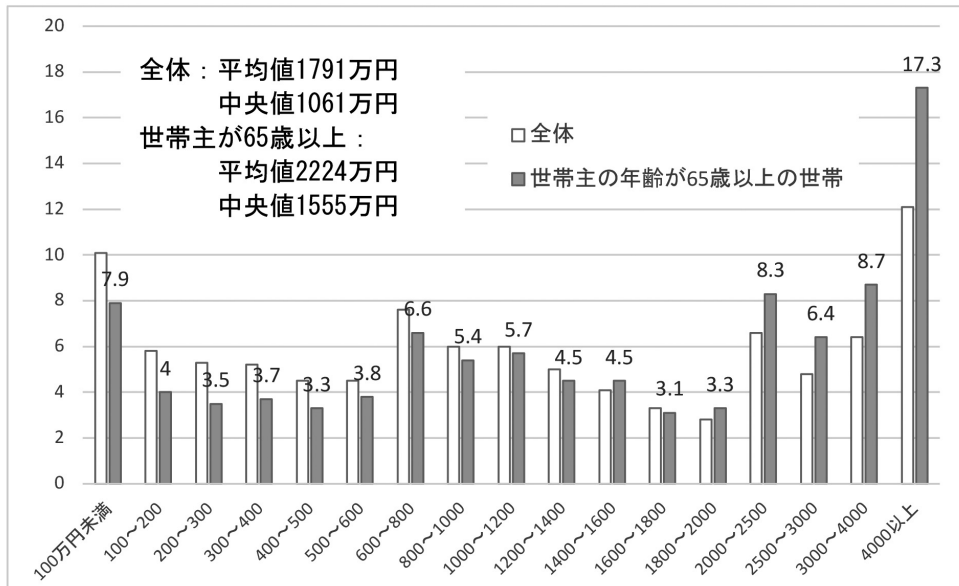
家計実収入の増加については、2000～2021 年で平均年率わずか 0.4%に及ばない、文字通りの横ばい（停滞／低迷！）であった。家計収入の大半を占める勤め先収入の増加は、むしろマイナスである。可処分所得の実収入に対する比率は、2000 年の 84.30%から 2021 年には 81.37%へと低下する一方、勤め先収入に対する比率は上昇している。また、「実収入」と「勤め先収入」との差額は、「事業・内職収入」及び「他の経常収入」、「受贈金」及び「その他」の「特別収入」であるから、家計消費を最も大きく左右する「勤め先収入」の減少を他の収入で補ってきたことを意味しよう。わが国経済力の低下は前節で確認されたが、前掲記事のごとく、家計においては雇用所得の低下の一方で、税・社会保険料等の公的負担が増加したのである。

2-3. 家計金融資産の分布

以上、世代別の金融資産分布、およびフローの観点から勤労者世帯家計の経済状況の推移をみた。一向に増えない家計の収入・可処分所得であるが、家計全体の金融資産は増加し続け、その中で現・預金の構成比率が 50%半ばでほとんど変化していない。特筆すべきは、世帯主 60 歳以上、および 70 歳以上の家計の金融資産保有割合が増加し続けていることである。そのような家計金融資産の

保有状況は、どのような分布であるか。

図表 7 二人以上の世帯貯蓄残高分布 (%) : 2020 年



出所)「高齢社会白書」(2022年)より作成。

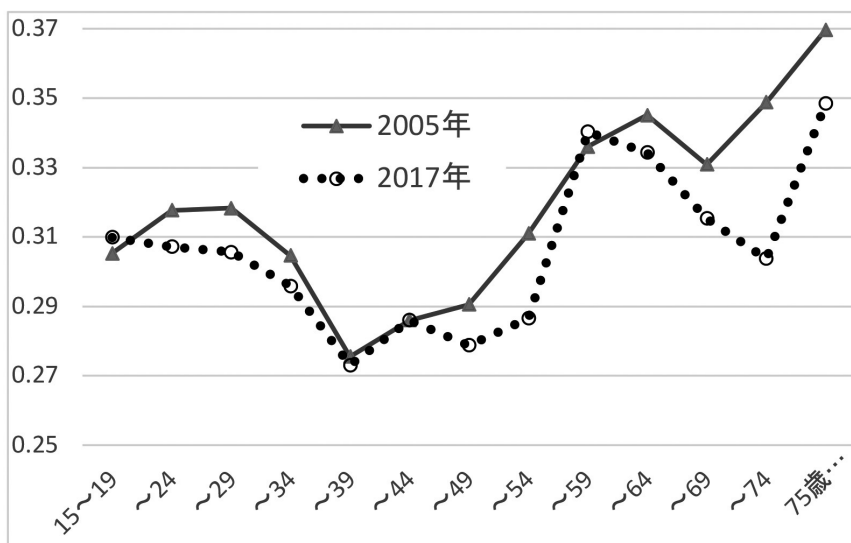
「高齢社会白書」(2022年)における二人以上の世帯貯蓄分布を全体世帯と「世帯主が65歳以上の世帯」に分けて見る。なお、ここで「貯蓄」とは、預貯金、保険の掛金、株式時価、投資信託額面などであり、本稿を通じて「金融資産」と同義である。図から明らかなように、世帯の貯蓄分布は低額と高額方向に偏在している。

平均値と中央値の差額は、世帯全体で730万円、世帯主65歳以上で669万円である。図のデータから、世帯主65歳以上の中央値に近い貯蓄1,500万円未満の世帯割合は、52.9%である。世帯全体では、中央値に近い貯蓄1,000万円未満世帯の割合は49%、平均値に近い貯蓄1,800万円以上の世帯割合は44.76%であり、世帯主65歳以上で貯蓄2,000万円以上世帯の割合は40.7%である。世帯主65歳以上の世帯の貯蓄額の平均値および中央値は世帯全体に較べて多額で、2,000万円以上の高額に偏在している。

図に見られるような貯蓄の分布は、おおよそ、時間を通じた所得分布の結果である。平均して、高齢者の所得の約6割強は公的年金収入であり、社会保障給付も多いから、現役世代の所得分配よりも格差が小さいように推測されるかもしれない。しかし、実際の貯蓄データから推測されるのは、高齢者の所得分配は現役世代よりも格差が大きいのではないかと、ということである。厚生労働省「所得再分配調査」をもとにした「高齢社会白書」データより、2005年と2017年について等価再分配所得の年齢階級別ジニ係数を比較する(図表8)。

なお「等価所得」とは、世帯の所得を世帯人員の平方根で除したもので、最近では、単純平均よりも頻繁に用いられる概念である。例えば、世帯人数が2人であれば2の平方根1.41、3人であれば3の平方根1.73で総額を除して(一人当たりと)等価値とするのである。等価再分配所得は、

図表8 年齢階級別ジニ係数（等価再分配所得）



出所)「高齢社会白書」より作成。

同じ概念を、税金・社会保険料を控除し社会保障給付後の再分配所得に適用したものである。

60歳、あるいは65歳以上の年齢層では、若年層よりも再分配所得ジニ係数が大きい。60歳以上では、現役世代35～39歳のジニ係数の1.2～1.3倍の値である。つまり、高齢者の所得格差は、若年層の場合よりもかなり大きい。ただし、その格差はやや縮小傾向にあるように見えるが、依然として大きいと言えよう。税や社会保険料の控除、社会保障給付が行われる前の「当初所得」についてであれば、このジニ係数はもっと大きくなることも留意しておこう。わが国の高齢者の家計が公的年金に依存しているのであれば、このような格差の拡大は表れにくいのではないだろうか。これらデータの背景には、高齢者の就業、非正規雇用労働者の増加、わが国の雇用慣行である退職金制度などがある、と考えられる。

3. 高齢者の所得と貯蓄

3-1. 高齢者の所得

前節で、金融資産の年齢階級別分布、再分配所得のジニ係数等について見た。高齢者の中で、保有金融資産について低額および高額方向に偏りがあることも確認できた。それでは、高齢世帯の所得分布についてはどうであろうか。高齢者世帯の年間平均所得（2020年）は332.9万円、

	平均所得金額	平均等価可処分所得金額
高齢者世帯	332.9万円	237.1万円
その他の世帯	689.5万円	336.5万円
全世帯	564.3万円	310.2万円

出所)「国民生活基礎調査」より作成。

平均等価可処分所得は 237. 万円であり、当然ながら「その他の世帯」や「全世帯」平均よりも低く、「その他の世帯」平均所得の 2 分の 1、同様に、平均等価可処分所得 3 分の 2 である⁴。なお、ここでいう「高齢者世帯」には一人暮らし世帯も含まれる。

それでは、高齢者世帯の 2020 年平均所得 332.9 万円の内訳はどうであろうか。「国民生活基礎調査」の時系列データから、2020 年の平均所得内訳、構成比率、さらに 1990 年、2000 年、2010 年の構成比率を比較することができる（図表 10）。

図表 10 高齢者世帯の所得内訳：万円、%

	2020 年	同 (%)	1990 年	2000 年	2010 年
総所得	332.9	100%	263.9	319.5	307.2
公的年金・恩給	207.4	62.3%	60.0%	65.7%	67.5%
稼働所得	71.7	21.5%	24.1%	20.5%	17.4%
財産所得	22.9	6.9%	9.9%	7.8%	8.9%
社会保障給付金	2.1	0.6%	2.5%	1.6%	0.8%
その他の所得	28.8	8.7%	3.5%	4.4%	5.4%

注)「その他の所得」とは、個人・企業年金、仕送り等である。

出所)「家計調査年報」より作成。

データからわかるように、高齢者世帯では、所得のおよそ 6～7 割を公的年金で賄い、世帯主本人あるいは妻など同居者の稼働所得で約 2 割の収入を得ている。その所得金額および構成比率の傾向は約 30 年間であまり変化していないように思われる。他方、高齢者世帯の貯蓄額はますます増加し、世代全体に占める貯蓄（金融資産）の比率も上昇していることは、既に確認したとおりである。

図表 11 二人以上の勤労者世帯の 1 ヶ月の住宅ローン支払等（2022 年）

	持家率	ローン支払の割合	土地家屋借金返済
25～34 歳	51.4%	40.2%	36,836 円
35～44 歳	76.3%	55.9%	50,135 円
45～54 歳	81.0%	47.7%	43,132 円
55～64 歳	89.0%	27.8%	28,698 円
65 歳～	87.2%	11.2%	9,435 円
70 歳～	83.5%	9.7%	7,901 円

出所)「家計調査年報」より作成。

高齢者世帯の平均等価可処分所得（世帯人数の平方根で除した一人当たり可処分所得）は 237.1 万円で、「その他世帯」の約 7 割の水準である。「家計調査年報」によれば、二人以上の勤労者世帯の持家率は 35 歳以上で高くなり、35～44 歳の住宅ローン平均返済額は、1 ヶ月当たり 50,135 円

である。65歳前後で持家率は約9割になるが、住宅ローンの返済もほとんど終了しているであろうから、返済が格段に少額となっている。世帯所得の単純な比較によっては、高齢者の暮らしぶりを評価することはできないだろう（図表11参照）。

3-2. 高齢者世帯の生活意識と貯蓄

上の所得および住宅ローン返済データによる比較だけから高齢者の経済状況を即断することも、彼らの貯蓄行動の要因を推測することも簡単ではない。「国民生活基礎調査」には、全世帯についての生活意識調査のデータがある（2021年）。選択肢は5段階で、①「大変ゆとりがある」：0.7%、②「ややゆとりがある」：4.3%、③「普通」：41.3%、④「やや苦しい」：29.8%、⑤「大変苦しい」：23.3%であり、④+⑤の生活が「苦しい」世帯が全体の53.1%と過半数を超える。また、④+⑤の世帯割合は、「子どものいる世帯」で59.2%、「高齢者世帯」で50.4%、という結果が出ている。上のローン支払の割合、土地家屋借金返済のデータとある程度照応している。

図表12 65歳以上の人の経済的な暮らし向き

	A	B	C	D	E
全体 (2,049)	12%	56.5%	23.7%	7.5%	0.3%
65～74歳 (1,110)	11.6%	55.3%	25.6%	7.3%	0.2%
75歳以上 (939)	12.5%	57.8%	21.4%	7.8%	0.5%

出所) 厚生労働省「高齢社会白書」(2022年版)。カッコ内は回答数。

次に、「高齢社会白書」により、高齢者の「経済的な暮らし向き」についてのアンケートのデータを示す（図表12）。「国民生活基礎調査」とは異なり、選択肢は4段階である。表中の記号は以下の通りで、「普通」の選択肢がない。

- A. 家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている
- B. 家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている
- C. 家計にゆとりがなく、多少心配である
- D. 家計が苦しく、非常に心配である
- E. 不明・無回答

アンケート結果からは、高齢者は自らの経済環境を若い世代と較べて「生活にゆとりがある」ように考えている、ということになる。

7割近くの高齢者が、自分の経済的な暮らし向きを心配していないのである。「高齢社会白書」によれば、この傾向は長期間変化していない。しかし上で見たように、高齢者世帯の貯蓄分布は低額と高額に偏在している。世帯主が60歳以上の世帯で、貯蓄が800万円に満たない割合は3分の1で、65歳以上の平均的世帯（二人以上）で所得のなお20%強を就労により得なければならないのである。そのような高齢者、高齢者世帯において、(老いてもなお)貯蓄を増す行動はどのように理解できるであろうか。

図表 13 金融資産の保有目的 上位 5 目的 (%) : 時系列

	病気や不時の 災害への備え	こどもの教 育・結婚資金	老後の生活 資金	耐久消費財の 購入	保有してい れば安心
1990 年	74.3	57.3	52.4	12.0	25.7
2000 年	67.5	44.0	55.9	12.0	27.1
2010 年	67.7	35.9	63.6	15.7	27.5
2020 年	60.9	34.5	70.0	18.4	18.6

出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査]」より作成。

まず、世帯全体について、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査]」(2022 年版)による金融資産の保有目的(金融資産保有世帯: 3 つまでの複数回答)の上位 5 つは、図表 13 のように推移している⁵。「病気や不時の災害への備え」は、最優先の貯蓄動機であったが、近年、「老後の生活資金」がそれを上回る重要な要因になっている。同様に、かつては「子どもの教育・結婚資金」と「老後の生活資金」が並ぶ順位であったが、30 年の間に大きな変化がある。「子どもの教育・結婚資金」の目的割合が低下する一方で、「老後の生活資金」の目的割合が大幅に上昇し、2020 年には第 1 位である。少子高齢化の進行と老後の社会保障に対する不安が人びとの貯蓄行動に反映しているのであろう。

次に、年齢階級別に見た貯蓄目的を観察しよう。上記調査(2022 年)において、年代別の金融資産の保有目的(金融資産保有世帯: 3 つまでの複数回答)の上位 5 つは図表 14 の通りである。どの世代においても、「老後の生活資金」目的が「病気や不時の災害への備え」目的に優先されている。その優先度の差は、高齢になるほど大きい。若い現役の世代であっても、子どもの教育よりも老後資金目的の貯蓄が最重要視しされているが、多少当惑せざるを得ない。

図表 14 金融資産の保有目的 上位 5 目的 (%) : 年代別

	老後の生 活資金	病気や不時の 災害への備え	こどもの教 育資金	旅行、レジ ャーの資金	保有してい れば安心
平均	68.2	50.3	22.2	19.4	16.1
20 歳代	46.4	33.6	33.6	25.5	21.8
30 歳代	52.9	42.4	50.7	15.2	17.6
40 歳代	61.0	41.8	47.4	16.2	16.1
50 歳代	71.3	47.5	20.5	18.7	13.7
60 歳代	79.0	55.7	2.7	19.4	14.6
70 歳代	73.2	61.6	2.0	24.4	18.2

出所) 図表 13 に同じ。

また、退職を目前にした 50 代、60 代でいっそう老後の生活資金目的の貯蓄に励むのは、核家族化・

少子化を反映しているのであろうか⁶。

しかし、上の2つの表を比較すると興味深い疑問が生じる。65歳以上の人で経済的な暮らし向きにあまり不安を感じていない割合は6～7割である。他方で、老後資金目的の貯蓄を行っている人が7割以上である。あまり不安を感じていない高齢者世代が、就業機会を増やし老後資金を最優先の目的として貯蓄に励むのである。しかも貯蓄の過半が預貯金に向けられているのである。これらの事実をどのように統合的に理解できるであろうか。

図表 15 家計金融資産の残高（保有額）分布と目標保有額

	保有額分布（万円）		目標平均額 （万円）	保有額に対す る倍率
	分布 1 位	分布 2 位		
1980 年	1,000～1,500	500～700	1,694	3.5
1990 年	1,000～1,500	2,000～3,000	2,497	2.1
2000 年	1,000～1,500	2,000～3,000	2,397	1.7
2010 年	1,000～1,500	500～700	2,032	1.3
2022 年	1,000～1,500	2,000～3,000	2,976	1.8

出所) 図表 13 に同じ。

金融広報中央委員会の同調査には、金融資産の目標高（分布）と実際の残高についての時系列データがある。それらの一部を図表 15 に示す。目標とする金融資産残高分布の第 1 位は、1980 年から変わらず 1,000～1,500 万円である。分布第 2 位の目標額は、1990 年に 2,000～3,000 万円に跳ね上がり、2010 年には低下したものの、再び 2,000～3,000 万円となっている。目標とする金融資産残高の平均額は、バブル経済の末期 1990 年には 2,497 万円に上昇し、その後の不景気期間に低下し、2022 年には再び 2,976 万円の最高額となっている。

注目すべきは、表中右欄、目標額の対（実際の）資産保有額倍率である。2022 年の家計金融資産保有額（残高）は、同調査によれば 1,698 万円であり、目標とする保有額の平均値 2,976 万円はそれの約 1.8 倍である。1980 年～1990 年には、資産保有の目標額も上昇したが、実際の保有額も増加し、両者の倍率は低下した。その後の経済停滞期においても家計の貯蓄は増加し続け、目標資産額も増加している。長期間の家計所得が伸びない中で、金融資産の保有額が増えても、なお一層、目標保有額を増しているのである。最近耳にする「長生きのリスク」を反映しているのであろうか。とにかく、このような家計行動が本節の分析結果である。

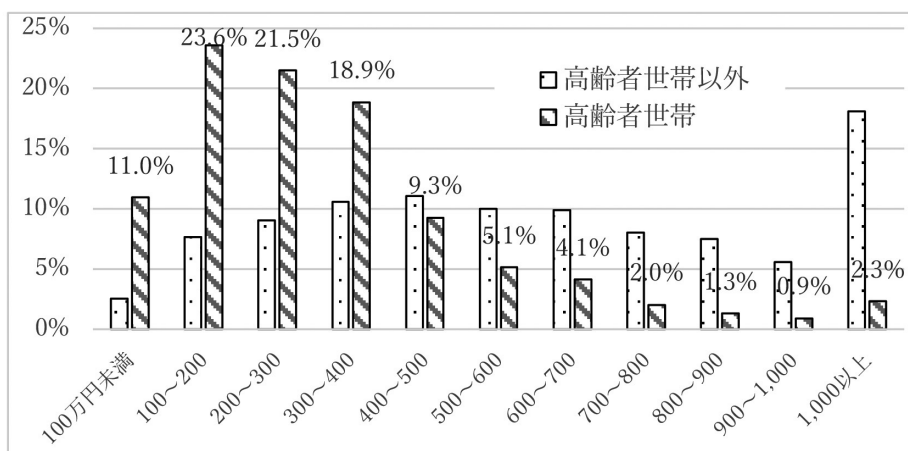
3－3. 高齢者の所得と貯蓄

上のデータから、高齢者は経済的生活についての不安は少ないものの、彼らの貯蓄意欲は高いことが明確である。2022 年データによれば、金融資産の目標額 2,976 万円に比して家計金融資産額は 1,689 万円であり、なお貯蓄にいそまなければならないわけである。これらの数値は「平均」であり、2－3 節における二人以上世帯の家計金融資産分布に見られるように、目標とする金融資産額および実際の保有額の分布、さらには年齢階級別の分布を観察し、家計の貯蓄行動を分析する必要がある。

る。

本稿で分析の主眼に置いているのは、高齢者の就業と貯蓄の関係である。貯蓄＝金融資産額は、フローである所得に依存するから、先ず、所得分布について確認する。60歳あるいは65歳以上の高齢者については、大半が退職年齢となり、公的年金収入を主な収入源とした老後の生活を送っており、現役世代に比して所得分布は均一的になるのではないかと単純に推測される。しかし、データは全く異なった状況を突きつける。

図表 16 世帯別所得金額分布：2021 年



出所)「高齢社会白書」より作成。

高齢者世帯の貯蓄分布データは既に見た。「高齢社会白書」による2021年の世帯の所得分布データを図示する(図表16)。全体および高齢者それぞれの分布において、平均値と中央値に大きな差があり、「平均」として実感するのは平均値よりも中央値であろう、ということがよく指摘される。平均値と中央値の相対的な「差」は、分布の歪みを反映してもいよう。[(平均値－中央値) / 中央値]の百分率を試算して高齢者世帯の所得および貯蓄の分布の歪みを推測する。さらに、それぞれの平均値未満の累積分布(%)を算出して、両者の歪みを推測することを試みよう。

図表 17 所得と貯蓄の偏在：世帯主が65歳以上の世帯

	所得 (2021 年)	貯蓄 (2020 年)
平均値	312.6 万円	2,224 万円
中央値	271 万円	1,555 万円
(平均値－中央値) / 中央値	15.4%	43.0%
平均値未満 (累積%)	56.1%	56.0%

それらの試算結果が図表17である。世帯主が65歳以上の二人以上世帯について、平均値と中央値の相対的差異(%)は、所得よりも貯蓄額においてかなり大きいことは、直感的にも理解できよう。分布図からは、フローの所得よりもストックの貯蓄において分布の歪みが大きいように見える

ことから当然である。しかし、それぞれの平均値未満の世帯の累積度数分布についてみれば、所得・貯蓄ともに56%程度である（ただし、所得については300万円未満、貯蓄については1,500万円未満までの累積度数であり、大雑把な試算に過ぎない）。貯蓄額（＝金融資産保有額）の分布が所得分布に大きく依存し、その結果によりもたらされたものである、という推測は常識的にも納得がゆくだろう。図表16の元データである「国民生活基礎調査」によれば、後述する貧困線の年間所得約150万円未満の高齢者世帯の割合は、全高齢者世帯の22.1%である。高齢者世帯の暮らし・経済問題を考える場合において、貯蓄分布の歪みだけではなく、低所得層に偏った所得分布にも注目しなくてはならない。

3-4. 高齢者の所得と貯蓄：収入別の貯蓄額

図表18 収入別の金融資産保有額（2022年）：世帯割合、年令・年収別クロス集計：万円

全国	世帯割合：%		平均値：1,291万円		資産2,000万円未満	
	60歳代	70歳代	60歳代	70歳代	60歳代	70歳代
収入はない	3.1%	3.0%	627	53	84.4%	87.5%
300万円未満	20.8%	24.9%	1,041	622	78.3%	87.8%
300～500万円未満	31.1%	39.7%	1,618	1,705	70.4%	67.4%
500～750万円未満	24.3%	20.4%	1,659	2,652	68.2%	54.3%
750～1,000万円未満	10.0%	6.4%	3,020	2,891	56.9%	59.2%
1,000～1,200万円未満	4.6%	3.3%	2,501	4,822	53.2%	66.8%
1,200万円以上	6.1%	2.3%	4,282	7,608	40.3%	32%

出所) 図表13に同じ。

図表18の所得・貯蓄データは、二人以上の世帯で高齢者のみの構成、あるいは18歳未満の未婚の者が加わった世帯のものである。高齢者のみの所得・貯蓄データであるとは限らないことに注意しなければならないが、分布は低額方向と高額方向に歪みがあることを見た。金融広報中央委員会の上記調査より、高齢者世帯の所得階級別の金融資産額を整理する。世帯主が60歳代、70歳代の世帯について、「収入はない」～「収入1,200万円以上」の世帯割合を左の2列に、それぞれの収入階級における金融資産保有額の平均値、そしてそれぞれの収入階級における金融資産2,000万円未満の世帯割合を右の2列（世帯主年齢が60歳代、70歳代）に記したクロス集計である。各世代のモニター数はそれぞれ1,022、1,083世帯である。

図表17で見たように、二人以上世帯の高齢者世帯の平均所得は、312.6万円（2021年）、貯蓄額の平均値は2,224万円（2020年）であった。図表10より、2020年の平均所得は332.9万円であるから、これらを勘案して、所得と貯蓄残高の関係を概観する。収入階級が300万円未満の世帯割合は、60歳代世帯主の世帯で（3.1% + 20.8% =）23.9%、70歳代世帯主の場合は（3.0% + 24.9% =）27.9%であり、その収入階級に対応する金融資産2,000万円未満の世帯割合は、それぞれの年齢階級で78%超および87%超である（「収入はない」層も勘定に入れている）。

世帯の収入階級が上昇するに伴い、家計金融資産額も増加するが、世帯主が 60 歳以上といっても、世帯の構成や就業内容は多様であるから、世帯主の所得と金融資産額との関係は必ずしも一様ではない。ただ、年収が 500 万円以上になると、(70 歳代の年収 750 ～ 1,000 万円、1000 ～ 1,200 万円階級を除いて) 2,000 万円以上の資産保有割合が増加する。収入の多寡と金融資産額に相関があることは否定できない。そして、60 歳、70 歳代になっても「老後の生活資金」や「病気や不時の災害への備え」といった、今後の生活不安への対応を目的として貯蓄を増加させているのである。約 7 割の高齢者が経済生活に「心配していない」と答えるのに、である。

4. 高齢者の就業

4-1. 高齢者の就業と所得

高齢者世帯(二人以上)の平均所得は、332.9 万円で、公的年金収入が 6 ～ 7 割、勤労収入が約 70 万円で約 2 割を占める(2020 年数値。2021 年数値では平均所得は 312.6 万円)。老齢基礎年金の満額は約 79 万円、老齢厚生年金(2 階建て部分)の受給額は 70 歳までの雇用期間と平均年収(正しくは標準報酬月額)に依存するが、それには上限があり、おおよそ 350 ～ 400 万円くらいが老齢年金額の現実的な最高水準ではないかと思われる。60 歳以上の高齢世帯で金融資産保有高が 2,000 万円未満の所得階級の世帯割合は、年収が 750 万円未満の層からハッキリと少なくなる。以上のようなデータから考えれば、年収 750 万以上で 2,000 万円以上の金融資産保有世帯は、高齢であってもかなりの勤労所得を得る家計か、現役世代当時、夫婦ともに正社員として共働きであった家計がそのクラスに多く当てはまるのではないだろうか。

ところで、2023 年 5 月に発表された総務省「労働力調査」によれば、65 歳以上高齢者の就業者が年々増加し続けている。同調査の時系列データより、それらを確認する(図表 19)。

図表 19 65 歳以上の就業者数推移(万人)

	総数		男		女	
	65 歳 ～	70 歳 ～	65 歳 ～	70 歳 ～	65 歳 ～	70 歳 ～
1990 年	357	161	214	98	142	62
2000 年	482	227	301	139	182	88
2010 年	570	269	350	166	221	105
2015 年	732	330	443	199	289	132
2022 年	912	527	538	312	375	214

出所) 総務省「労働力調査」より作成。

男女合わせた 2022 年の高齢の就業者数は、1990 年当時の 2.6 倍、2000 年の 1.9 倍である。70 歳以上の就業者数については、それぞれ 3.3 倍、2.3 倍と急増している。とくに、女性の 70 歳以上就

業者数は1990年の3.5倍、2000年の2.4倍であり、近年の増加が目立つ。全世代の就業者総数は、1990年以来ほとんど変化していないから、高齢者の就業者数の増加は65歳未満の就業者数の減少を埋め合わせていることになる。ただし、わが国で顕著となっている非正規雇用労働者数の増加には、高齢者の就業者がより多く含まれていることには留意しなければならない（松本（2023））。非正規雇用の場合には、一般の雇用者で正規雇用者の約3分の1程度の収入であるが、2－3節図表8で、年齢階級別の所得についてのジニ系数が50歳代後半の高齢世帯でかなり高くなっていることを見た。わが国経済社会における高齢就業者の増加の要因、また、その役割については、高齢者の所得分布が低額方向に偏っていることと併せて考える必要があるだろう。

高齢者の就業と所得（収入）との関係を見るために、先ず、年齢階級別の就業率の推移を確認しよう。

図表 20 年齢階級別の就業率（％）

	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75 歳以上
2010 年	57.1	36.4	22.0	8.3
2013	58.9	38.7	23.3	8.2
2015	62.2	41.5	24.9	8.3
2017	66.2	44.3	27.2	9.0
2019	70.3	48.4	32.2	10.3
2021	71.5	50.3	32.6	10.5

出所) 図表 19 に同じ。

就業率は、各年齢階級別人口に対する就業者の割合であり、「労働力調査」により、各年齢階級のデータがある。既に見てきたように、65歳以上高齢者の就業は年々増加の一途であり、「労働力調査」をもとにした「高齢社会白書」により、一部を表にまとめた（図表 20）。60歳以上、5歳ごとの年齢階級すべてで就業率が上昇している。

図表 21 正規・非正規の高齢雇用者の就業と所得

	65～69 歳		70～79 歳	
	正規雇用	非正規雇用	正規雇用	非正規雇用
総数	16.4%	83.6%	22.6%	77.4%
50 万円未満	0.2%	9.5%	1.6%	14.6%
50～99 万円	0.4%	25.1%	3.1%	26.1%
100～149 万円	1.0%	20.8%	3.3%	17.5%
150～199 万円	2.0%	10.6%	2.9%	7.8%
200～249 万円	3.0%	7.5%	3.4%	5.0%
250～299 万円	2.0%	3.2%	1.9%	1.9%

300～399 万円	3.2%	3.2%	2.7%	1.7%
400～499 万円	1.6%	1.1%	1.2%	0.6%
500 万以上	2.7%	1.4%	1.1%	0.9%

出所)「平成 29 年就業構造基本調査」第 40 表より作成。

就業の形態は、自営業、役員、雇用者と様々であるが、これまでの議論との比較を容易にするために正規・非正規の高齢雇用者についてのデータを整理する。総務省「国民生活基礎調査」(2017 年データ)から、高齢雇用者の年齢階級を 65～69 歳、70～79 歳として、正規・非正規雇用の雇用所得(年収)分布(人数%)が得られる(80 歳以上は割愛。原資料は、「平成 29 年就業構造基本調査」である)。それが図表 21 である。

全世界帯の「等価可処分所得」の中央値は約 250 万円であることを勘案して、雇用所得 250 万円未満の高齢者割合を算出すると、65～69 歳階級の正規雇用者で 6.6%、非正規雇用者で 73.4%であり、70～79 歳階級ではそれぞれ、14.3%、71.0%である(図表 22)。

65 歳以上の雇用者の年収について、250 万円未満の割合は正規・非正規雇用合計の 65～69 歳で 80.1%、70～79 歳で 85.3%である。別の表現をすれば、65～69 歳で雇用所得 250 万円以上を得ている雇用者は、同年齢階級雇用者全体の 19.9%であり、70～79 歳については同様

年齢階級	雇用所得 250 万円未満の就業者 (%)	
	雇用者	割合
65～69 歳	正規雇用者	6.6%
	非正規雇用者	73.5%
70～79 歳	正規雇用者	14.3%
	非正規雇用者	71.0%

に 14.7%、ということである。図表 18 を参考にし、平均 200 万円超の公的年金収入を考慮すれば、彼らの年間収入は 500 万円以上となり、金融資産 2,000 万円以上の世帯を構成する、と推定されるだろう(在職高齢年金制度などは無視した、極めて単純な試算である)。

4-2. 高齢者の所得格差：「貧困線」

しかし、ここで忘れてはならないのは、就業しながらも年収の低い非正規雇用者分布であり、一般的に指摘されている男性と女性の賃金格差、さらには、低所得世帯・相対的貧困によりもたらされる社会経済的問題である。先に述べたように、厚生労働省等では、約 250 万円の「等価可処分所得」中央値の 2 分の 1 程度を「貧困線」としている。この貧困線以下の所得層世帯分布について、わが国は先進国中で最悪の部類に入ることは、度々批判的に紹介されている。その「最悪」の相対的貧困は、二人以上世帯とともに、とくに一人暮らし高齢者や子どもについて明らかで、以下、これらについてデータを順次整理する。

ただし、「相対的貧困」の計測は 1 種類ではない。内閣府「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」(2015 年)において、データの取得方法などに違いのある厚生労働省「国民生活基礎調査」と総務省「全国消費実態調査」の比較検討を通じて、「過去 10 年における相対的貧困率の上昇要因(両調査で共通して確認できた事項)」をまとめている。引用すれば、以下の通り。

- ・相対的貧困率が相対的に高い 65 歳以上の世帯や単身世帯（主に単身高齢者世帯）、大人 1 人と子どもの世帯のシェアが増加
- ・ 2 人以上の大人のみ在世帯についても、相対的貧困率の押し上げに寄与（65 歳以上のシェアの増加が影響している可能性）
 - 相対的貧困世帯の特徴（両調査で共通して確認できた事項）
- ・全世帯と比較して貧困世帯に多く分布しているのは、①高年齢者世帯、②一人親世帯、③単身世帯、

などである。

図表 23 所得 150 万円未満の世帯割合（％）

		単身世帯		二人以上世帯	
		65 歳以上	65 歳未満	65 歳以上	65 歳未満
国民生活基礎調査	12.8%	5.1%	3.1%	2.6%	2.0%
全国消費実態調査	7.2%	3.0%	2.6%	0.9%	0.6%

出所) 上記各種「調査」より作成。

また、貧困線に近い「所得 150 万円未満の世帯割合は、国民生活基礎調査（2012）では 12.8%、全国消費実態調査（2009）では 7.2%」である、として単身世帯と二人以上世帯の内訳が示されている（図表 23）。

2018 年の二人以上世帯の高齢者世帯の平均所得は 312.6 万円、平均等価可処分所得は 218.5 万円であった（「国民生活基礎調査」）。所得 150 万円未満の世帯度数は、24.7%である。この約 2 分の 1 に相当する高齢者世帯数（全体の 12.8%）が相対的貧困線以下にある。国全体の世帯数は 5,178.5 万世帯（2021 年）であるから、 $(5.1\% + 2.6\%) = 7.7\%$ を占める所得 150 万円未満の 65 歳以上世帯約 398.7 万世帯が貧困線以下の生活である、と推定される。うち、「国民生活基礎調査」で貧困線以下にある 65 歳以上単身世帯の全世帯に対する割合は 5.1% であるから、所得 150 万円未満の 65 歳以上の単身世帯数は約 264 万世帯と推定される。また、この層に属する二人以上の高齢者世帯数は、単身世帯の約 2 分の 1 である。

再度確認すれば、前節の図表 21 「正規・非正規の高齢雇用者の就業と所得」から、雇用所得

150 万円未満の割合は表のごとくである。高齢の非正規雇用者の過半が雇用者所得 150 万円未満で、同世代の正規雇用者は極めて低い割合である。高齢者世帯における、所得分布および貯蓄高分布の低額方向への偏りの大きな要因として、非正規雇用高齢者が多いことも指摘できるだろう。

雇用所得 150 万円未満の就業者（％）		
65～69 歳	正規雇用者	1.6%
	非正規雇用者	55.5%
70～79 歳	正規雇用者	8.0%
	非正規雇用者	58.2%

4-3. 一人暮らし高齢者

二人以上の高齢者世帯の所得および家計貯蓄高については、低額と高額方向の両極に偏った分布であった。「家計調査報告（貯蓄・負債編）」より、世帯主の年齢が 65 歳以上あるいは 65 歳未満に区分し、貯蓄高の両極分布を見る（図表 24）。世帯主が 65 歳以上の二人世帯では、3 分の 1

が2,500万円以上の金融資産を保有する。これまで見たきたように、約7割が老後の経済生活について「あまり心配していない」が、高齢者の就業者数は増え、金融資産を増加させている。働く高齢者が増え、彼らの所得および金融資産残高も増加しているのである⁷。

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 2022 年」[単身世帯]における有効回収

図表 24 貯蓄現在高別世帯分布（二人以上の世帯、%）

	300 万円未満	2,500 万円以上
二人以上の世帯	19.6%	25.2%
うち世帯主が 65 歳以上	14.4%	34.2%
うち世帯主が 65 歳未満	23.5%	18.5%

出所)「家計調査報告（貯蓄・負債編）」より作成。

モニター数は2,500で、うち60歳代439、70歳代498で、二人以上世帯の約2分の1の数である。フルタイム雇用の就業者が約5割、過去1年間の手取り収入（税引後）は、平均値が256万円、中央値が209万円であった。同調査の「二人以上世帯調査」および「単身世帯（令和3年）」のデータより、それぞれの60歳代と70歳代について、金融資産保有額をまとめたものが図表25である。

図表 25 「家計の金融行動に関する世論調査（令和3年）」%、万円

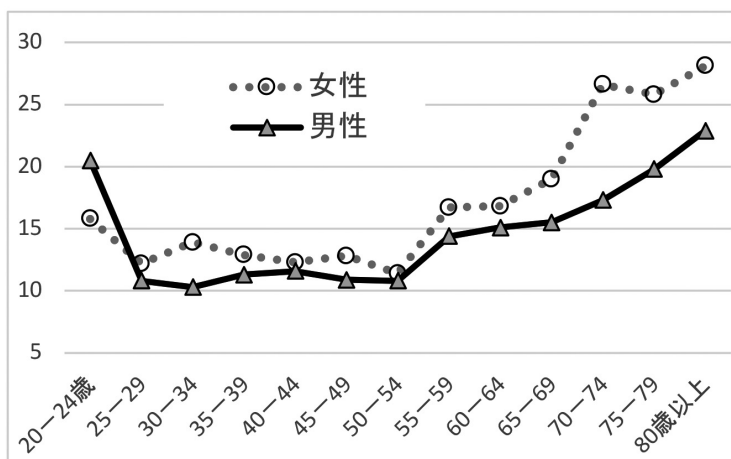
		非保有	500万円 未満	500～1,000 万円未満	1,000～2,000 万円未満	2,000万円 以上	平均： 万円	中央値： 万円
		二人以上 世帯	60歳代	—	25.2	13.7	17.7	40.1
	70歳代	—	21.8	13.5	20.0	41.6	2,720	1,500
単身世帯	60歳代	28.8	20.3	11.2	10.7	26.1	1,860	460
	70歳代	25.1	16.0	11.5	17.5	28.4	1,786	800

出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」より作成。

60歳代以上の単身世帯の金融資産保有額は二人以上世帯のそれよりも少ない。注目すべきは、それぞれの世代における「中央値」であり、かつ、平均値と中央値との差である。単身世帯の金融資産中央値は、60歳代で二人以上世帯の約3分の1、70歳代で2分の1に留まり、平均値に対して60歳代で24.7%、70歳代で44.5%と、極めて低額方向に偏った分布であることを示唆している(図表25より。単身世帯の金融資産非保有割合—貯蓄ゼロの単身世帯割合も非常に高い)。このようなデータには、後述するところだが、高齢単身者数は男性よりも女性が圧倒的に多いこと、女性の雇用所得および年金額は男性よりもかなり低いこと等が反映されているであろう。

わが国では少子高齢化がますます進行する。その中で、一人暮らし高齢者、とくに女性の一人暮らし高齢者の増加が目立つし、今後もその傾向が続く。女性の所得および年金受給額が男性のそれ

図表 26 男女別・年齢階層別相対的貧困率（%）：2011 年



出所) 内閣府「平成 23 年版 男女共同参画白書」より作成。

に比してかなり低額であることは周知である。少しデータは古いが、内閣府「平成 23 年版 男女共同参画白書」により、男性と比較した年齢階層別の相対的貧困率 (%) を確認したのが図表 26 である⁸。

ただし、「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員

の平方根で割って調整した一人当たり所得）の中央値の半分に満たない人員の割合である。高齢になるほど貧困率は上昇し、男性よりも女性の貧困率が急角度で上昇している。同様の傾向を「国民生活基礎調査」（2022 年）により確認できる（2021 年数値）。やはり OECD 基準である、等価可処分所得により算出した貧困率の男女年齢区分データを図表 27 に示す（男女年齢区分のより詳しい貧困率データは、注 8 を参照）。18～64 歳までの相対的貧困率に男女間の大きな差は見られない。

	2018 年		2021 年	
	男	女	男	女
18～64 歳	12.7	13.4	12.2	13.1
65 歳以上	16.4	22.8	16.6	22.8

65 歳以上の高齢者において、男女間の差が格段に大きくなるのが明らかである。一人暮らしの高齢者、とくに女性の高齢者の貧困率はかなり大きく、個人としてだけでなく社会的に留意しなければならないリスクである。

年金制度基礎調査（高齢年金受給者実態調査：2017 年度）より、男性・女性の高齢者年齢階級別の公的年金受給額の差異を確認する。図表 28 から明らかのように、女性の公的年金受給額は男性のおよそ 6 割に過ぎない。女性は、現役の労働環境において男性よりもはるかに低い賃金やほとんど昇級のない賃金カーブで、非正規雇用においても同様の格差に甘んじている。その所得格差は一人暮らしの老後の年金生

	女性	男性
65 歳未満	34.4	93.4
65～69	105.0	183.2
70～74	107.5	183.7
75～79	114.6	193.9
80～84	125.6	204.7
85～89	130.0	204.3
65 歳以上	114.8	190.8

で、非正規雇用においても同様の格差に甘んじている。その所得格差は一人暮らしの老後の年金生

活においても続くのである。

さらに付け加えておきたいのは、働く高齢者の労働災害である。厚生労働省「令和 4 年 高年齢労働者の労働災害発生状況」(2023)の「労働死傷病報告」では、2022 年の雇用者全体に占める 60 歳以上の高齢者の占める割合は 18.4% で、労働災害による休業 4 日以上全死傷者数に占める 60 歳以上の高齢者の占める割合は 37,988 人 / 132,355 人 = 28.7% である。図表 29 参照 (新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたデータで、松本作成。労災保険の休業給付は、業務上のケガや病気による休業で、賃

合計	60~64 歳	65~69 歳	70 歳~	60 歳~
132,355	15,481	11,384	11,123	37,988

金を受けない日が 4 日以上ある場合、である)。2013 年には、全体の労働死傷者数 118,157 人に対して 60 歳以上の高齢者死傷者数が 25,768 人で、その割合は 21.8% であった。高齢者の労働災害が増加していることに改めて注目すべきではないか。60 歳以上の男女別の労働災害発生率 (死傷年千人率) を 30 歳代と比較すると、男性は約 2 倍、女性は約 4 倍と高く、さらに休業見込み期間は年齢が上がるにしたがって長期間となっている、という。また、高年齢労働者の労働災害の特徴として、「転倒事故」の多発があげられている。すなわち、「転倒は、高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。高齢女性の転倒災害発生率は特に高く、

- ・男性の場合、60 代以上 (平均 0.91) は 20 代 (平均 0.28) の約 3 倍
- ・女性の場合、60 代以上 (平均 2.35) は 20 代 (平均 0.15) の約 15 倍

であるという (カッコ内は、労働災害発生率で年千人率。「労働死傷病報告」より)。

むすびに代えて

東京 23 区に住む、夫婦ともに 65 歳を超えた高齢者世帯の生活保護支給額は、月額 120,240 円が目安とされる。年額で 1,442,880 円である (2021 年 4 月)。1,442,880 円を 2 人の平方根で除し、等価所得に相当する一人当たり所得は 1,020,270 円である。65 歳以上の女性が受給する公的年金平均額は 114.8 万円であった。また、高齢者世帯の所得分布からは、年収 150 万円未満の世帯割合が 24.7% である (「高齢社会白書」より、2021 年数値)。乱暴な試算だが、持家率、金融資産の取り崩しや稼働所得などを無視した推論ではあるが、公的年金に依存して暮らす二人以上の高齢者世帯の 4 分の 1、女性単身世帯の半分近くが生活保護世帯と同等の苦しい生活を送っていることになる。

その一方、年間所得が 500 万円以上の高齢者世帯は全高齢者世帯の 16%、金融資産 2,000 万円以上の高齢者世帯は 40% を占めている。(非正規雇用者として) 働く高齢者は増加し、男性も女性も高齢者の就業率が上昇しているが、正規雇用と非正規雇用との間には雇用所得に雲泥の開きがある。そうして、平均で見れば、高齢者は貯蓄に励み、彼らの金融資産保有高は増加している。図表 6 で見たように、相対的に人口が縮小している現役世代の雇用者の公的負担は増し、金融資産保有割合は激減している。高齢世代の人口比率は大幅に上昇し、就労も増加している。彼らの所得は相対的に低下するが、年金保険料負担を既に終え、医療費負担割合も低下し、高齢世代の稼働所得は総体として増加し貯蓄を増やしている。高齢者層の所得増が社会全体の消費増に向かわず、マクロ的に

見て、多額の貯蓄が企業の生産性上昇につながる投資に結びついていない。これは停滞する日本経済の根本的課題で、規制緩和や自由化、「三本の矢」といった政治的標語が踊っても一向に解決していないのである。

経済生活にあまり不安を感じない高齢者世帯が7割近くになるのに、働く高齢者は増加の一方であり、子どもの将来よりも「老後の生活目的」優先で貯蓄を殖やし続けている。65歳時点の平均余命は、男性約20年、女性約25年、75歳時点ではそれぞれ、12.5年、16年である。経済的に不安がないのに「貯めなければ」ならず、働かなければならないのであろうか。それとも、公的データ等では把握できていない「老後の生活不安」が大きいのであろうか。図表15で見たように、1980年に1,600万円台であった家計金融資産の目標保有額はバブル期に2,000万円を超え、失われた30年後の2022年には3,000万円に迫る金額である。図表2では、保険商品の金融資産における比率は1980年に13.4%であったが、1990年に20%となり、その後30%前後で推移していることを見た（注2も参照）。長引く経済の低迷を背景に、公的負担増や社会保障などの将来に対する不安が反映されたデータではないだろうか。

高齢者世帯の約40%が金融資産2,000万円以上を保有していると言っても、現預金は約6割で、3割は保険である。高齢者の稼働所得の増加は現預金の滞留に向かうが（注8参照）、その背後で若い現役世代の経済格差は進行し、かつての就職「氷河期」世代が中年世代に移行し、ジニ係数が大幅に上昇する50歳代になる（図表8）。相対的貧困率も高年齢層で高くなり、女性の高齢者においていっそう顕著である（図表26）。子どもの7人に1人が貧困線以下の家庭環境にあること等も勘案すれば、高齢者の就労や貯蓄行動をどのように理解できるだろうか。

政府は、株式・投資信託などリスク資産への投資を誘導し、健康寿命が伸びたと言って高齢者の就業を奨励し、年金支給開始年齢の引き上げを企図している。高齢者の労働災害が増加し続けているのに、どのような就業環境を用意できているのか、甚だ疑問である。人びとは、単に「貯蓄から投資へ」のかけ声に抗って現・預金の積み増しに努力しているのではなく、公的負担の増加に不安で、市井の知恵を働かせて自らの「老後の生活資金」を確保しようと懸命なのではないだろうか。少子高齢化はますます深刻化し、現役世代の負担増は不可避、貧しい老後生活を送らざるを得ない高齢者、とくに女性の一人暮らし高齢者が増加することは避けられないだろう。極めて偏った高齢者の所得分布、（高齢者に限らないが）非正規雇用労働者と正規雇用労働者との大きな賃金格差、男性に比べて不利な女性の待遇、金融資産の偏在にもかかわらず優遇されている課税制度、などの問題を置き去りにしたままでよいのだろうか。今後の研究課題としたい。

（2023年6月脱稿）

注

1 本稿は、松本（2023）の姉妹編というべきものであり、それゆえ、データ等に若干の重複があることをご了解願いたい。

2 近年、企業部門における内部留保の増加が設備投資に向かわないことが問題視される。家計のみならず、企業部門においても多額の現預金が滞留しており、経済成長に結びついていない、という指摘である（2021年で、企業部門の現預金がGDPの約6割にもなるが、設備投資は一向に増加しない）。ただし本稿では、家計部門の金融資産に焦点を当てた考察を主とするので、企業部門の内部留保・現預金（余剰資金？）の問題は扱わない。また以下では、とくに断らない限り、「貯蓄」を残高概念で用い、金融資産と同義で扱う。家計金融資産の構成比率を本文の図表1に示したが、そのデータは注資料1のごとくである（一部抜粋）。家計金融資産の構成データについては、以下を参照。

注資料1 家計金融資産の構成比率（%）

年度	現・預金	債務証券	投資信託受益証券	株式等	保険・年金・定型保証	その他
1980	58.45%	7.35%	1.20%	13.23%	13.42%	6.34%
1985	52.61%	7.66%	2.25%	16.02%	16.29%	5.16%
1989	45.64%	5.44%	3.88%	20.69%	19.53%	4.82%
1990	47.41%	6.33%	3.38%	16.93%	20.81%	5.15%
1995	50.17%	5.90%	2.32%	11.46%	25.36%	4.79%
2000	53.92%	3.45%	2.43%	8.10%	27.09%	5.01%
2005	48.49%	2.53%	3.32%	12.93%	29.74%	2.99%
2010	53.33%	2.45%	3.91%	7.09%	30.42%	2.80%
2015	52.41%	1.46%	4.18%	9.79%	29.52%	2.64%
2021	54.29%	1.28%	4.52%	10.26%	26.85%	2.80%

出所) 日銀「資金循環統計」より作成。

3 収入、金融資産等の統計上の定義を明確にしておこう。「実収入」とは、勤労や事業の対価としての現金収入(税込み)を合計したもの及び当該世帯外より移転された収入であり、「経常収入」と「特別収入」から成る。「経常収入」とは、定期性あるいは再現性のある収入であり、「勤め先収入」、「事業・内職収入」及び「他の経常収入」から成る。「非消費支出」とは、税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出及び借金利子などから成る。以上、総務省「家計調査」収支項目分類の基本原則より引用したが、非消費支出の大部分が税・社会保険料負担である。

また、「貯蓄純増」と「金融資産純増」については、「家計調査 用語の解説」で以下のように定義される。

貯蓄純増……「預貯金」と「保険料」の合計から「預貯金引出」と「保険金」の合計を差し引いたものである。

- ・貯蓄純増 = (預貯金 + 保険料) - (預貯金引出 + 保険金)
 - ・平均貯蓄率 = (貯蓄純増 ÷ 可処分所得) × 100%
- 金融資産純増**……「貯蓄純増」に「有価証券購入」と「有価証券売却」との差を加えたものである。
- ・金融資産純増 = 貯蓄純増 + (有価証券購入 - 有価証券売却)
 - ・金融資産純増率 = (金融資産純増 ÷ 可処分所得) × 100%

金融資産純増
貯蓄純増
預貯金純増
保険純増
個人・企業年金純増
他の保険純増
有価証券純購入

「貯蓄純増」と「金融資産純増」の差額である「有価証券純購入」は、平均すればわずかな額で、二人以上世帯の勤労者世帯において、2012年：447円、2018年：1,830円、2020年：2,669円、2022年：3,810円である。「金融資産純増」の8～9割近くを預貯金純増が占めている。

また、二人以上の世帯貯蓄高分布（2019年、%）は注資料2のごとくである（A列が全体の世帯、B列が世帯主年齢60歳以上の世帯である）。世帯全体の平均貯蓄額および中央値は1,755万円および

注資料2 二人以上世帯の貯蓄高分布（2019年、%）

貯蓄額区分	A	B	貯蓄額区分	A	B
～100万円	10.7	8.5	1,200～1,400	4.8	4.8
100～200	6	3.9	1,400～1,600	4	4
200～300	5.3	3.4	1,600～1,800	3.5	3.8
300～400	5.1	3.7	1,800～2,000	3	3.3
400～500	4.4	3.2	2,000～2,500	5.9	7.5
500～600	4.9	4.1	2,500～3,000	4.7	6.2
600～800	7.9	6.3	3,000～4,000	6.2	8.5
800～1,000	6.2	5.4	4,000万円～	11.4	17.3
平均値	1,755万円	2,285万円	中央値	1,033万円	1,506万円

出所)「高齢社会白書」(2019年版)より作成。

び1,033万円、世帯主年齢60歳以上の世帯のそれらは、2,285万円および1,506万円である。本文に記したように、世帯主60歳以上の世帯で貯蓄高2,000万円以上の世帯割合は、39.5%で約4割、一方、500万円未満の世帯割合は22.7%である。

ところで、「国民生活基礎調査」によれば、2021年6月現在における全国の世帯総数は5191万4千世帯で、世帯構造をみると、「単独世帯」が1529万2千世帯（全世帯の29.5%）で最も多く、次いで「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1427万2千世帯（同27.5%）、「夫婦のみの世帯」が1271万4千世帯（同24.5%）である。世帯類型をみると、「高齢者世帯」は1506万2千世帯（全世帯の29.0%）となっている。本文中にも説明したが、「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯を言い、「65歳以上の者のいる世帯」とは異なる。

「家計調査」や「国民生活基礎調査」において、単独世帯（一人暮らし）のデータは少ない。二人以上の世帯と一人暮らし世帯を含むデータについては、それらが判別できるように明記するよう努めた。

4 「その他の世帯」とは、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯をいう。なお、世帯の可処分所得とは、「当初所得」である世帯収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入である。

5 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査]」は、モニター数 5,000 を有効回収数として確保する設計がなされた全国調査である。50 歳代、60 歳代、各年齢階級において 1,000 を超えるモニター調査でもある。調査における貯蓄の目的は、「病気や不時の災害への備え」、「こどもの教育資金」、「こどもの結婚資金」（本稿では教育資金と結婚資金の両者を統合して表記）、「住宅の取得または増改築などの資金」、「老後の生活資金」、「耐久消費財の購入資金」、「旅行、レジャーの資金」、「納税資金」、「遺産として子孫に残す」、「とくに目的はないが、金融資産を保有していれば安心」、「その他」である。

6 より詳しいデータを以下に示す。「高齢社会白書」（2012 年）では、60 歳以上の人の年齢階級別に、暮らし向きについてのアンケート調査の結果が示されている（注資料 3 参照）。

- A: まったく心配ない
- B: それほど心配ない
- C: 多少心配
- D: 非常に心配

である。自分の経済生活にそれほど心配していない（＝「まったく心配していない」＋「それほど心配していない」）高齢者の割合は、どの年齢階級でも約 7 割である。2023 年版では、2022 年のデータを示しているが、10 年間で高齢者の経済生活に関する意識に大差はないようである。

	A	B	C	D
総数	18	53	21.7	6.6
60～64 歳	17.5	54.8	21.2	6.2
65～69 歳	14.9	55.7	22.6	6.6
70～74 歳	14.7	50.3	25.3	9
75～79 歳	20.1	50.4	21.6	6.4
80 歳以上	28.4	51.6	14.8	4

出所) 内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査」(平成 23 年)。対象は、全国 60 歳以上の男女

東京都福祉保健局「令和 2 年度「高齢者の生活実態」(2021 年)では、東京都内に居住する 65 歳以上の在宅高齢者 6,000 人を対象として、5 年ごとのアンケート調査結果をまとめている。回答を得られたのは 4,711 人である。設問「現在の仕事の有無」の、「現在仕事をしている」割合は、表のごとくに推移しており、東京都においても、高齢者の就業割合が増していることが明確である。また、下表には「仕事をしている理由」(複数回答)の上位 5 つを選んで掲げた。

2020 年度	31.6%
2015 年度	31.2%
2010 年度	29.0%

A 収入：収入を得たいから
B 健康：健康によいから
C 能力：持っている能力を生かしたいから
D 生きがい：生きがいを得たいから
E 社会：社会とつながってほしいから、

注資料4 仕事をしている理由（複数回答、上位5つ）					
	A 収入	B 健康	C 能力	D 生きがい	E 社会
2020年度	73.2%	43.5%	32.2%	30.7%	29.1%
2015年度	71.6%	46.7%	33.6%	32.2%	30.2%
2010年度	64.7%	46.9%	34.7%	38.8%	23.4%

出所）東京都福祉保健局「令和2年度「高齢者の生活実態」より作成。

である。優先度が際だって高い「収入を得たいから」理由が、年々増している。

（独立行政法人）労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査」（2020年）による2019年調査の65～69歳の「働いていた理由」（複数回答）では、東京都調査と同様、「経済上の理由」が69.8%（うち男性は71.4%）と際だって高い理由となっている。また、過去の調査にも言及すると、同機構の「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」（2010年）では、「経済上の理由」がトップで、49.4%（うち男性は53.0%）であった。「経済上の理由」が第1位ではあるが、その回答比率はかなり低かったのである。本文でも述べたように、21世紀のわが国は、高齢者をして経済的理由で就業させる社会なのである。

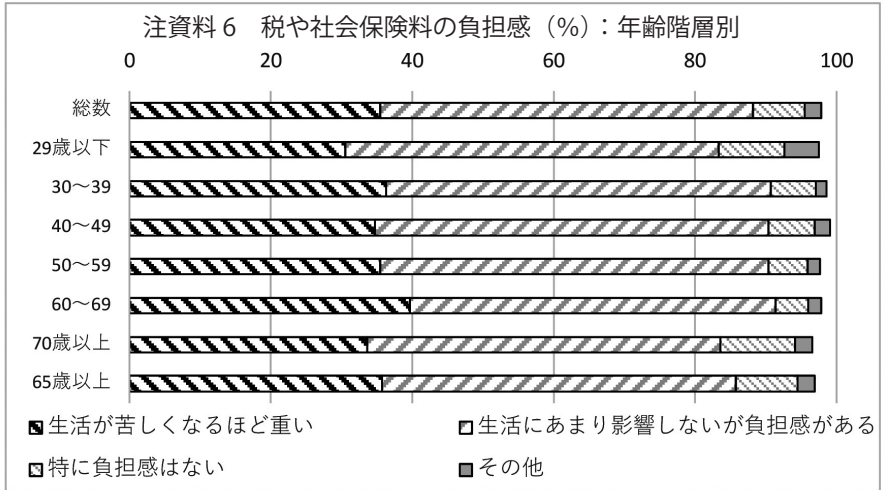
7 日本経済新聞電子版、2023年5月2日「働く高齢者の貯蓄増加 10年で3倍、消費喚起欠かせず」では、総務省発表の「国民生活基礎調査」データに基づき、高齢者の就業、所得の増加が貯蓄の増加をもたらしているが、経済全体の活性化につながる消費増加に結びついていないこと、平均貯蓄高に及ばない高齢者の割合も3分の2で、貯蓄の偏在が指摘されてもいる。

8 「高齢社会白書」において「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。図表26に示した、年齢階層別の相対的貧困率グラフの数値データを示す（少し古いが、2011年数値）。男女ともに55～59歳から相対的貧困率が上昇し、おおよそ定年後にその値は大きくなるが、高齢になるほど相対的貧困率が高まり、女性の値は男性よりもさらに大きい。高齢になるほど

注資料5 男女別・年齢階層別相対的貧困率（%）					
	女性	男性		女性	男性
20-24歳	15.8	20.5	55-59歳	16.7	14.4
25-29	12.2	10.8	60-64	16.8	15.1
30-34	13.9	10.3	65-69	19.0	15.5
35-39	12.9	11.3	70-74	26.6	17.3
40-44	12.3	11.6	75-79	25.8	19.8
45-49	12.8	10.9	80歳以上	28.1	22.9
50-54	11.4	10.8			

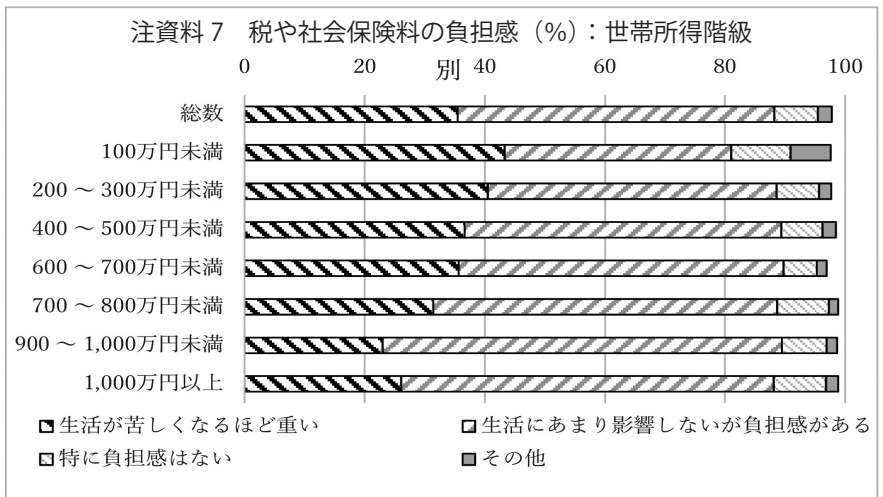
出所）「平成23年版 男女共同参画白書」より作成。

一人暮らし女性が増加するが、彼女らの相対的貧困率も非常に高まるのである。（今後ますます増加する一人暮らし女性高齢者の貧困問題については、すでに、高齢者の就業問題を広い観点から扱っ



た清家・山田 (2004) が危機感を持って論じている。本稿は、主に公的データを整理する作業からこの問題にアプローチしているが、前掲書を視野に、今後とも研究を積み重ねたい

年齢階層別の相対的貧困率のこのような変化は、公的負担、すなわち税や社会保険料負担の「重さ」とどのように相関しているであろうか。直感的な予測では、相対的貧困率が高い年齢階層ほど公的



負担を重い、と感じるのではないだろうか。少し古いデータであるが、厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室「平成 30 年 高齢期における社会保障に関する意識調査報告書」で、「税や社会保険料の負

担感について」アンケート調査結果が示されている。集計客体数は 9,275、うち 65 歳以上は 3,846 である。注資料 6 を参照されたい（「不詳」部分を省略した）。

このデータからは、税や社会保険料の負担感について年齢階層別の際だった相違は見いだせない。60～69 歳の年齢階層で負担感が重くなる、というのは恐らく定年制に影響されているのであろう。定年そして退職後は、在職時には雇主と折半であった厚生年金・健康保険料が国民年金・国民健康保険加入により全額本人負担となり、家族それぞれが個別の支払・負担となり、社会保険料の負担感確実に増すはずである。調査結果には、男女別のデータもあるが、負担感には大きな相違はない。さらに、「税や社会保険料の負担感」について、世帯の所得階層別アンケート結果を見てみよう。世帯所得 100 万円未満から 100 万円ずつの階級別に公的負担の負担感について調査したデータであ

る（一部抜粋）。所得階級が900万円までは、「生活が苦しくなるほど重い」負担感を訴える割合が30%を超える。世帯所得が900万円を超えて、負担感が「生活が苦しくなるほど重い」という割合が20%台に低下する（注資料7では「不詳」を省略した）。ただし、「負担感がある」という割合は、世帯所得が1,000万円を超えても低所得層と変わらず9割前後である。世帯所得の多寡にかかわらず、すべての所得階層で「負担感がある」と感じているのである。

わが国の所得課税は累進制で、様々な社会保険料も収入や所得に応じて負担も増える仕組みである。国民年金保険料は一律負担であるが、厚生年金保険料は所得に比例的、健康保険料も同様であるが、高額療養費の自己負担限度額には所得区分があり、後期高齢者医療保険の自己負担割合も同様、低所得者向けには保険料の減免制度も用意されている。そのような条件を考慮に入れても、所得900万円以下の階層で3割以上の世帯が公的負担を「重い」と感じている理由は奈辺に存するであろうか。

筆者は、その主な理由を急激な負担率の上昇にある、と推測する。高度経済成長期の1970年当時、租税負担率は約19%、社会保障負担率は5%強、合計の国民負担率は24%程度であった。それがわずか20年後の1990年には、38.4%に上昇し、しかもバブル経済の崩壊と長い経済停滞期にあって、2022年には47%台で、財政赤字の潜在的負担を勘定に入れれば、56%を超える公的負担に至っている。

東京新聞（2023年2月25日記事「一揆寸前？令和の時代の「五公五民」は本当か「国民負担率47.5%」の意味を考える」）は、国民の記憶に未だ残っているだろう「土光臨調」（第2次臨時行政調査会、1981年発足）で「委員だった瀬島龍三・元伊藤忠会長は、83年の参院特別委員会で『受益と負担という観点で、租税負担率よりも社会保障負担はある程度上がることはやむを得ない』としつつ、国民負担率を巡る臨調内の議論を紹介。『できれば40（%）で抑えたい、真にやむを得なくても45（%）以下にすべきである、そしてヨーロッパの水準より低くしておかにかいぬ』などと述べた」と、国民負担に相応した社会保障便益を実感できていないことを批判的に述べている。

国民生活は、少子高齢化や家族構造の変化、就業形態のドラスティックな流動化にさらされ雇用所得は低下し、格差は拡大している一方で、政府の財政運営は赤字国債に依存し続けている。プライマリーバランスの均衡回復などの財政健全化対策は、文字通りかけ声倒れを繰り返し、財政・社会保障制度への信頼は大きく揺らいでいるだろう。そのような根本的理由が何ら改革されようとしていないことへの国民のいらだちや不信・不安が、年齢階級や所得階層を問わず、公的負担を重く感じせしめていること背景にあるだろう。

少子高齢化社会におけるわが国民にとって、社会保障の負担のあり方を模索することは極めて大きな課題である。国民負担率の如き公的負担の重さとともに、世代間における負担のバランスを考慮することが欠かせない。上記調査には、「少子高齢化が進行する状況における高齢者と現役世代の負担水準について」年齢階級別のアンケート結果が示されている。公的負担が重く感じているのであれば、若年あるいは現役世代と高齢世代との間で負担のあり方に大きな意見の相違がありそうに思われる。注資料8を参照する（「不詳」は省略する）。選択肢は、

A: 現役世代の負担の上昇を緩和するために、高齢者の負担が今より重くなることはやむを得ない

B: 高齢者の負担は現状程度で留めるべきであり、少子高齢化による負担増は、現役世代が負担

するべき

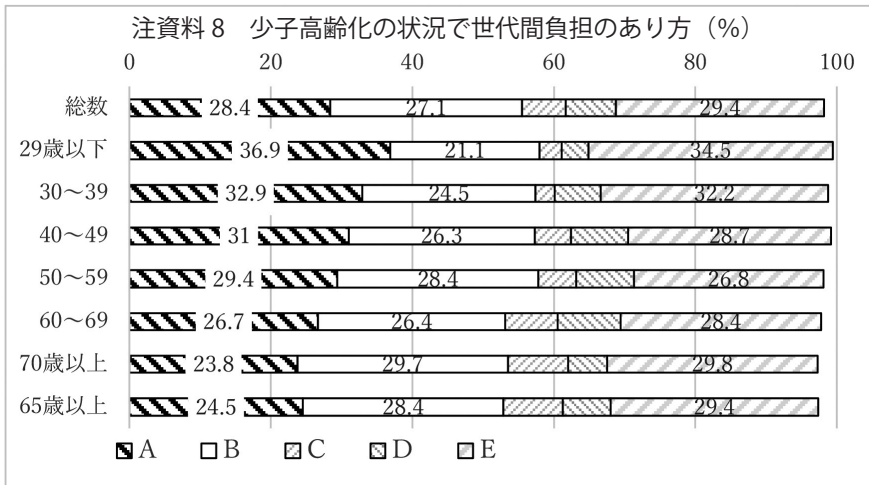
C: 高齢者の負担を減らし、現役世代の負担を大幅に増やすべき

D: その他

E: わからない

である。

核家族化が進行し、高齢者世帯が急増している。わが国の伝統的な社会的規範であった儒教精神も語り草となった感がある。しかし筆者は、分配と負担に関するいわゆる「世代間の対立」がそれ



ほど際立った現代社会ではないだろう、と予想した。アンケート結果はどうか。現役世代の負担増を避け、高齢者の負担を重くすることがやむを得ない、とする比率は若年ほど高いが、65歳以上

でも20%を超え25%程度である。反対に、現役世代の負担を増すべき、は若年で低く65歳以上で高い比率であるが世代間で際立った相違がある、というほどのものではない。そして、高齢者の負担を減らし、現役世代の負担を大幅に増やすべき、とする（高齢者にとって都合のよい）解答は65歳以上においても僅少である。高齢者も、後に続く現役世代の公的負担に配慮しているのであろう。

このような傾向よりも筆者が目にするのは、「わからない」と解答する割合がどの世代でも3割に及ぶことである。先に東京新聞の記事を紹介したが、現在の年金・社会保障制度が設計された当時の予想よりも速い速度で増大している公的負担、さらに増加せざるを得ない社会保障の負担については、誰もが不安を抱いているだろう。しかし、その負担のあり方については「わからない」と解答せざるを得ないのである。わが国の社会保障制度が、設計当時の想定を遙かに超えた社会の変化に適応不全となっていることへの不安が大きいのである。国民が無知、無理解で「分からない」と解答しているのではなく、政治が責任を持って、社会保障の姿と負担について明確な指針、方向を示さないことがその理由ではないだろうか。筆者はそう考えざるを得ないのである。

9 一人暮らし高齢者（とくに女性）の経済生活について言及しておく。厚生年金保険第1号（公務員以外の民間企業の加入者）男女別の平均受給月額（2019年度末）は、男子は16万4770円、女子は同10万3159円である。この金額には基礎年金部分も含まれるが、雇用者として働いてきた女性は年額124万円程度の受給額で、一人暮らしの場合の「貧困線」の150万円よりも少ない金額

である。女性の平均寿命は男性よりも7年ほど長く、女性の一人暮らし高齢者は増加し続けている。厚生年金制度で政府が想定している標準モデルは、夫が会社員として稼ぎ、妻が家庭を守るという「内助の功」タイプの家計である。そこで、夫が死亡した後に残された高齢女性の「遺族年金」受給額を試算してみる（2019年度数値）。

65歳以上で老齢厚生（退職共済）年金の受給権のある方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取るときは、「死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額」と「死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の額の2分の1の額と自身の老齢厚生（退職共済）年金の額の2分の1の額を合算した額」を比較し、高い方の額が遺族厚生年金の額、となる。

厚生労働省が「モデル」とする夫婦のタイプは、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む年間の平均月額換算）43.9万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦、という世帯である。夫婦二人の受給額は月額220,496円、年額2,645,952円である。うち老齢基礎年金は1人1ヵ月65,075円であり、夫の厚生年金の報酬比例部分は月額90,346円（＝220,496円－65,075円×2）である。夫が死亡して、妻が受給できる遺族厚生年金は報酬比例部分の4分の3、月額67,760円である。これに自分の老齢基礎年金を加えた月額132,835円（年額1,594,020円）が、残された（40年間専業主婦であった）女性の収入、と試算される。

ただし現実的には、配偶者であった夫の40年間の就労や雇用形態は多様であり、平均標準報酬額も様々である。遺族となった女性自身の老齢基礎年金も加入期間・保険料支払期間に左右されるから、夫死亡後の月額132,835円の公的年金収入は、言わば、モデル世帯妻の「希望額」である。ちなみに、厚労省「厚生年金・国民年金の事業概要」によれば、2021年度の厚生年金保険（第1号）遺族年金受給者の平均月額は、82,371円、年額988,452円でしかない（基礎年金込み。ただし、遺族年金の受給者は高齢女性とは限らないことに注意）。

夫が平均寿命近くの80歳で没したとして、たとえば5歳年下の妻の平均余命は16年である。専業主婦であった残された妻の、一人暮らし高齢者としての16年間の生活は貧困線以下となるリスクから逃れられるかどうかかわからないのである（注8および松本（2023）の付録5を参照）。以上は、金融資産などを考慮しない乱暴な試算・推論ではあるが、約7割の高齢者が経済生活に不安をもたない、と言いつつもなお就労し、「老後の生活資金」目的を最優先に貯蓄する行動（図表14）は合理的なのかも知れない。

参考資料・文献

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕」

同「家計の金融行動に関する世論調査〔単身世帯調査〕」

厚生労働省「家計調査」（報告・年報）

同「高齢社会白書」

同「国民生活基礎調査」

同「労働力調査」

同「労働災害発生状況」

同「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」

- 同 「男女共同参画白書」
総務省 「全国家計構造調査」
東京都福祉保健局 令和 2 年度「高齢者の生活実態」(2021 年 10 月)
内閣官房 (2022)「資産所得倍増に関する基礎資料集」
内閣府政策統括官(政策調整担当)(2021)「令和 3 年 子供の生活状況調査の分析 報告書」
日本経済新聞社「日経平均プロフィール」(NY ダウについては、<https://kabutore.biz/shisu/nydaw.htm>)
日本銀行 「資金循環統計」
貧困統計ホームページ <https://www.hinkonstat.net/>
阿部 彩 東京都立大学 子ども・若者貧困研究センター
北海道保健福祉部 「2022 年 北海道 ひとり親家庭生活実態調査 報告書」
大石亜希子(2021)「母子世帯の貧困について」内閣府研究会
大石亜希子他(2021)「シングルマザーの就業と経済的自立」労働政策研究報告書、No.140
鈴木 準(2022)「家計金融資産 2,000 兆円超えが突きつける課題」大和総研調査季報 2022 年 春季号 Vol.46
清家篤著,山田篤裕(2004)『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社
寺地 孝之(2002)「サッチャリズムの後遺症:ビッグバン後の金融排除」、関西学院大学『商学論究』Vol.50
戸室 健作(2013)「近年における都道府県別貧困率の推移について—ワーキングプアを中心に」
山形大学紀要(社会科学)、2 巻第 43 号
松尾 匡(1989)「アメリカにおける金融制度改革の動き」ニッセイ基礎研究所調査月報
松本源太郎(2012)「老後の生活と女性の働き方」『札幌大学女子短期大学部紀要』No.64
同 (2023)「非正規雇用と高齢化社会—派遣労働者の現状を中心に—」『札幌大学研究紀要』第 5 号

補論：子どもの貧困

以下は、本稿の主題からは逸れるが、所得格差が深刻化する超高齢化社会で見過ごすことのできない問題として言及しておきたい。

本稿脱稿後に「国民生活基礎調査」の最新版(2022 年版)が発表された。それによれば、2021 年の貧困線は 127 万円で、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は 15.4% (対 2018 年 0.3 ポイント減)である。また、「子どもの貧困率」(17 歳以下)は 11.5% (対 2018 年 2.5 ポイント減)となっている。貧困線未満の世帯員とは、等価可処分所得の中央値の半分に満たない低所得世帯員であり、中でも、「大人が一人」と子どものいる世帯では実に 44.5%の世帯員が貧困線未満の状況に置かれている、とのことである。

昭和 60 年(1985 年)から 3 年ごとに「貧困率」のデータが作成されている。子どものいる現役世帯について、「大人が一人」の世帯では、半数を超える世帯員が長く相対的貧困状態にあった。「子

どもの貧困率」も高い水準にあり、2009年には15.7%、2012年は16.3%であった。コロナ禍にあって「子どもの七人に一人が貧困」と話題になったが（例えば日本経済新聞2020年7月17日「子どもの貧困率13.5% 7人に1人、改善せず」、わが国社会の相対的貧困率はG20国平均よりも高く（悪く!）、G7國中アメリカに次いで高いという現実が以前からあったのであり、われわれは、その事実を等閑視してきたのではないだろうか。

補論図表1 わが国の貧困率データ

	1985	1991	2000	2006	2009	2012	2018	2021
相対的貧困率 %	12.0	13.5	15.3	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4
子どもの貧困率 %	10.9	12.8	14.4	14.2	15.7	16.3	14.0	11.5
大人が一人と子どもがいる現役世帯 %	54.5	50.1	58.2	54.3	50.8	54.6	48.3	44.5
貧困線 (万円)	108	135	137	127	125	122	124	127

出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

参考に、「国民生活基礎調査」の貧困率データ（世帯員%）を示す（補論図表1）。貧困率はOECDの作成基準に基づいて算出されており、大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者を言い、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯を言う。「相対的貧困率」とは、等価可処分所得の貧困線（中央値の半分）以下の世帯員の割合であり、「子どもの貧困率」とは、貧困線以下の世帯に属する子どもの割合である。OECDでは、加盟38カ国（2022年時点）について同一基準に基づき子どもの貧困（0～17歳）、生産年齢者の貧困、高齢者の貧困（66歳以上）などが計測・発表されている（<https://www.oecd.org/tokyo/statistics/poverty-rate-japanese-version.htm>）。2021年の計測によれば、日本のトータルの相対的貧困率は加盟國中8位、高齢者の貧困率は同10位と高い（悪い!）のである。付言すれば、このデータによる相対的貧困率はG7國中1位で最悪、高齢者の貧困率はアメリカに次いで2位となっている。男性高齢者の貧困率は16.4%、女性は22.8%で、いずれもOECD平均を上回る（OECD“Pensions at a Glance 2021”より。日本は2018年のデータで、「男女共同参画白書」（2023年版）6-1図に掲載）。

同白書には、ひとり親世帯の貧困率の国際比較データ（子供がいる世帯（大人が1人））も掲載されているので確認する（同白書6-3表）。OECD、“Family database “Child poverty”（2023年閲覧）より作成されたもので、データのある36カ國中アメリカを抜いて（!）最悪の48.3%である（平均は31.9%）。デンマークの9.7%を筆頭に、北欧諸国の貧困率は軒並み低く、フランス24.1%、ドイツ27.2%、イギリス28.1%、イタリア33.4%等である。先進諸国の中でこのような位置にあるわが国の貧困状況、所得格差、とくに子どもの貧困は各種「手当」の配当などで補填できる程度のものではないであろう。改善のためには、根本的な「構造」に目を向けなければならないのである。

さらに、今後の研究に向けて基本的な資料を概観しておこう。「ひとり親世帯」とくに「母子世帯」の経済生活について、である。バブル経済崩壊後のおよそ30年間で、非正規雇用の増加、所得格差が深刻化した。母子世帯もまた増加し、国際比較を持ち出すまで

補論図表1 わが国の離婚数	
1988年	2021年
母子世帯数：84.9万世帯	119.5万世帯
父子世帯数：17.3万世帯	14.9万世帯

もなくその経済生活は見逃すことのできない状況にある。わが国のひとり親世帯は、1988年から2021年の間で約1.3倍強の増加、中でも母子世帯はその約9割を占めて増加している（死別ではなく離婚理由による場合が増加。補論図表2参照）。

母子世帯の経済状況は、一般世帯はもちろん父子世帯よりも悪く、基本的データをまとめておく。なお、離婚後の母子世帯で受領する「養育費」は、元夫はもちろん母親の収入や子どもの数で変わるが、その相場（1月あたり）は、子ども1人で38,207円、2人で48,090円程度、と言われている。子ども1人の場合、月2～4万円が38%、4～6万円が26%とされる（令和3年「司法統計」より）。

補論図表3 母子世帯の経済状況

	母子世帯	父子世帯	一般世帯（参考）
就業率	86.3%	88.1%	女性 72.4% 男性 84.2%
うち正規雇用	53.5%	91.6%	女性 49.5% 男性 83.0%
うち非正規雇用	46.5%	8.4%	女性 50.5% 男性 17.0%
平均年間就労収入	236万円 正規雇用労働者：344万円 パート等：150万円	496万円 正規雇用労働者：523万円 パート等：192万円	平均給与所得 女性 302万円 男性 545万円
養育費受領率	28.1%	8.7%	

出所「男女共同参画白書」（2023年版）より作成。

補論図表4 母子世帯の年収分布（%）

	～100万円	100～200万円	200～300万円	300～400万円	400万円～
死別 %	33.7	22.4	18.5	7.7	17.7
離婚 %	17.7	27.7	24.8	14.4	15.3

出所）「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」より作成。

各種世帯の雇用および就労収入を補論図表3に掲げた。母子世帯の平均年間就労収入が236万円、といっても母親の正規雇用率は約

5割と非常に低く、収入の分布を見れば、200万円未満が死別、離婚を問わず40%以上を占める。収入300万円未満の母子世帯は約7割にもなる（補論図表4）。

同調査結果には、「母子世帯」と「児童のいる世帯」との年収の比較が示されている。世帯収入には、親の就労収入以外の各種手当て

補論図表5 世帯種類別貯蓄・借入平均額（2022年：万円）

	全世帯	高齢者世帯	高齢者世帯以外の世帯	児童のいる世帯	母子世帯
貯蓄額	1,368.3	1,603.9	1,248.4	1,029.2	422.5
借入金額	390.6	52.9	556.9	1,185.1	246.6

出所）前表に同じ。

や財産所得などが含まれるが、そのことを念頭に、2020年の平均年収データを見る。母子世帯：373万円、児童のいる世帯：813.5万円で、母子世帯の年収は児童のいる世帯の45.9%に過ぎない。また、世帯種類別貯蓄・借入平均額（2022年：万円）を補論図表5に示したが、ストックの経済生活指標としてこれを見れば、所得の格差以上に母子世帯の困窮ぶりが推測できるだろう。

ついでに、北海道の母子世帯の家計状況を概観しておこう。「国民生活基礎調査」2022年データによれば、未婚の18歳未満の児童のいる世帯数、そのうちひとり親世帯の数は補論図表6のごとくである。

北海道における未婚の児童を抱えるひとり親世帯割合は、全国に比して高い。つまり、北海道の母子世帯・父子世帯の割合は全国平均よりも高い、ということである。また、北海道の世帯所得は474.5万円で全国平均の86.9%の水準、世帯人員一人当たりでは226.3万円で、全国平均の96.3%の水準である。全国の母子世帯の平均所得、中央値などのデータは既に示したが、北海道におけるそれらのデータは入手できなかった。ただし、「2022年 北海道 ひとり親家庭生活実態調査 報告書」（北海道保健福祉子ども未来推進局）の世帯収入分布データがあるので、紹介する（数年おきに調査、作成されているが、札幌市を調査対象から除外していることに注意）。

	全国	9917	629	6.34%
北海道	372	29	7.80%	

北海道の母子世帯の約1割が年収100万円未満、200万円未満までの世帯が約45%、76.5%の世帯が300万円未満までの収入階層に属している。「国民生活基礎調査」によれば、母子世帯の年間所得の中央値は297万円で、300万円未満までの所得階層に母子世帯の50.7%が属している。

	100万円未満	100～200万円	200～300万円	300～400万円	400～500万円	500万円以上
全国：母子世帯	3.3	21.9	25.4	23.3	12.0	14.1
道：母子世帯	9.6	35.0	31.9	13.5	3.6	2.2
道：母子+祖父母	5.0	28.4	27.5	14.7	6.0	6.9

出所）「北海道 ひとり親家庭生活実態調査」および「国民生活基礎調査」より作成。

北海道の母子世帯の家計収入分布は、全国に比して、明らかに低所得層に偏っている。祖父母と同居の世帯においてもその傾向

は変わらず、年収400万円以上、500万円以上の母子世帯、[母子+祖父母]世帯は極めて少ない。全国の中でも、北海道の母子世帯はより困窮した家計状況にある、と言えるだろう（補論図表7）。

家計が苦しければ、子どもの発達に資するであろう教育的支出の制約も厳しい。北海道の上記調査によれば、当該1年間に親子で旅行やキャンプに行くという体験ができなかった母子家庭の割合は約7割、子どもの塾通いやスポーツクラブの利用ができない割合も約7割である。子ども期の体験や教育が成長過程で人格・能力に及ぼす効果はしばしば指摘されているが、その点からも、母子世帯の低所得（とくに北海道のそれ）に関心を持たざるを得ない。

また「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、母子世帯の社会保険に加入している割合について、「雇用保険」は71.8%、「健康保険」は94.8%、「公的年金」は89.3%である。

家計状況が全国平均よりも悪い北海道の母子世帯では、この数値よりも厳しい状況が推測される。雇用保険により失業のリスクに備え、公的年金保険で老後の生活に備えなければならない。しかし、母親の一定割合は、それらリスクに備える経済力を欠いているのである。

さらに、「国民生活基礎調査」における各種世帯の生活意識調査における、「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」の5段階アンケートによれば、「大変苦しい」+「やや苦しい」=「苦しい」世帯割合は、全体の51.3%であるが、「児童のいる世帯」では54.7%であるのに対し、「母子世帯」においては75.2%となっている。同調査で入手できる過去のデータ、1995年（平成7年）調査においては、「苦しい」世帯は全体の42.0%、母子世帯においてはその割合が74.3%であった。バブル経済崩壊後の約30年間に限らず、人びとの暮らし、とりわけ大人が一人の子どものいる現役世帯、母子世帯の暮らし向きは非常に苦しく、それが構造化しているのである（シングルマザーの経済的問題については、大石他（2012）が詳しい）。

先に言及した「男女共同参画白書」では、内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成20年）に基づき、女性の経済生活問題について次のように述べているので引用しよう（第1部第5章 第1節 高齢男女をめぐる状況等）。

女性は家事・育児や介護等のために就業中断が生じやすいこと、給与所得が男性に対して低いこと、非正規雇用の割合が高いことなどの就労環境等により、所得や貯蓄が十分でないという状況がある。母子世帯の母の就業率が高いにもかかわらず、母子世帯の貧困率が高いという状況や、若い時からの働き方の影響と平均寿命の長期化とがあいまって、高齢期になるほど女性が経済的に厳しい状況に置かれるという状況が見られる。高齢者の中でも、経済的に厳しい状況に置かれているのが高齢単身女性である。中でも特に厳しい状況に置かれているのが離別女性である。離別女性は、夫の収入や遺族年金に頼ることもできず、安定した再就職もままならないことが少なくない。また、その3人に1人が年収120万円未満であるが（中略一引用者）、就労経歴を見ると、雇用者のうち約4割が非正規雇用中心であったことなどが影響しているとみられる。

これは、平成24年（2012年）版の記述であり、その内容は「国民生活基礎調査」などのデータにより従前から指摘されてはいたものである。前述のように、わが国では昭和60年（1985年）からOECD基準による貧困率データがある。1985年当時、相対的貧困率は12%、子どもの貧困率は10.9%、大人一人の子どものいる現役世帯のそれは54.5%であった（「厚生労働白書」）。補論図表1で見たように、貧困線の所得水準は景気低迷を反映して30年間で低下、国際的に見て貧しくなりつつあるわが国における所得格差、とくに貧困の状況はバブル期以来35年を経ても何ら改善をみえていないのである。

一人暮らし高齢者を含め、「貧困率」の各指標は先進国中で最悪の水準に墮し、改善に向けた曙光を見出すことは難しく、長い停滞期を通して「貧困」がわが国経済の極めて深刻な構造的課題であり、いよいよ大きな問題となってきたことを実感せずにはいられない。経済成長とバブル期に形成された経済・社会の制度設計が、少子高齢化と経済的衰退という歴史的転換に直面し、大きな変革を迫られているのであり、〇〇手当のような小手先の対応では、決して問題の解決に向かわない

であろう。とくに、現役期に劣悪な雇用環境にさらされたことが老後の生活を左右するだけではなく、ひとり親・母子世帯の貧困が長期化し、さらなる連鎖・悪循環につながりかねない社会を正しく怖れることが大事ではないだろうか。